

第28回 住居表示審議会

平成25年12月17日（火）

千代田区役所 8階 第一委員会室

森永コミュニティ振興課長

- ただいまから第28回千代田区住居表示審議会を開催させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。事前の説明を務めさせていただきます、コミュニティ振興課長の森永でございます。何とぞよろしく願いいたします。それでは、着席させていただきます。まず、お手元に配付しております資料の確認からさせていただきます。配付資料でございますが、座席表の下から、会議次第。さらに資料1として「第27回千代田区住居表示審議会の開催について（報告）」ということで、先日の議事録の概要について載せております。さらに資料2として「第28回千代田区住居表示審議会資料」というものでございます。資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。

—欠席者の紹介—

森永コミュニティ振興課長

- また、本日は議事録作成のため、議事内容を録音させていただいております。本日の質疑内容は発言者等を伏せた上で、区のホームページで公表させていただくことをご了承ください。また、本日報道機関の方などが傍聴されております。傍聴されている方々にお願いをさせていただきたいことがございます。静粛を旨として、審議の妨害となるような行為をお慎みいただければと思っております。また、携帯電話などは呼び出し音が出ないようにしていただければ幸いです。また、写真撮影、カメラ撮影等は随時行っていただけますが、会長が会議の進行に支障があると判断した場合は、ご退席いただく可能性もございますので、何とぞご協力をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。それでは、ここからの議事進行は山口会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

山口会長

- それでは、次第に沿いまして議事のほうを進めさせていただきます。まず、1番目ということで、前回の議事確認ということで、事務局のほうから説明のほうをお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、資料1「第27回住居表示審議会の開催について（報告）」に基づきまして、ご説明させていただきます。まず、こちら、実施概要として、実施日は11月25日午前10時から11時25分。実施場所は、千代田区役所第一委員会室で開催されました。そこでの議事概要でございますが、こちら、本来のこの会議の内容は前後しておりますが、一定程度、体系立てて整理しておりますので、ご了承ください。まず、神田冠称を不採用とした理由は何なのかというお話でございますが、審議会で話し合っていた結果だが詳細は不明という形でお話を申し上げました。また、当時、それぞれ神保町と西神田を一体で住居表示するという案があり、町名を残すために仕方がなく住居表示をみずから導入したと聞いている。また、こちらからの郵便送付の簡易化の目的があったという住居表示の目的をご説明した上で、役人がやりやすいように住居表示を実施しただけではないか。京都などではなくてもわかりやすい。さらに、住居表示未実施地区は、神田冠称は残っている。住居表示を実施したところがばかを見たことになる。また、駿河台は住居表示を未実施だが町名は変わった。過去手続はやったはずなのだから、今回の件を特別視するのはなぜなのか。さらに、住居表示法はまだ生きているのかというご質問がございました。こちらについては、当初は時限立法5年ということでしたが、延長されており、今現在も生きている法律になっているというお話を申し上げました。裏面をご参照ください。今後の方策というところでございますが、今さらなぜ神田冠称を実施するのか。該当の町会員がみな賛成しているとは思えない。企業および住民の意向をもっときっちり聞かないといけない。町名はそれぞれ思いがある。意向調査をきっちりやるべき。神田冠称の動きが区内に広がるのが懸念。また、これから住居表示を実施する場合は神田をとることになるのかというご質問がございまして、こちらについては、住居表示審議会のこれまでの整理では、神田を冠称しないということになりますが、時代は変わっているということをお話を前提に、ゼロベースで検討することになるのではないかとお話を私から申し上げました。また、反対、賛成、それぞれからお話を伺うことが必要だ。また、意向調査の方法を検討してほしい。署名の分析は必要かというご提案がございました。また、その他ということで、郵便番号が7桁化されている現在、地域名が変わってもそ

の影響は限定的ではないかというご質問がございまして、こちらについては、神田郵便局長から、郵便番号は町名ごとに指定しているものであり、今回の見直しというものは関係ないというご説明をいただきました。また、住居表示の実施率、こちら74.05%という面積比でご説明しましたが、皇居、丸の内などを含んでおり、住民が生活しているエリアではもっと下がるはずではないか。また、住居表示を進めるため、これまで表示プレートを実施地区のみに区がつけるなど、行政は差をつけてきたのだというお話もございました。以上でご説明を終わります。

山口会長

- ただいま前回の議事の説明がございました。何かこの点についてご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、引き続きまして、事務局のほうから第28回千代田区住居表示審議会の資料ということで、資料2になりますね。こちらのほうのご説明をお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、資料2に基づきまして、先日の第27回の審議会でご質疑のあった点について、その詳細をさらに整理しておりますので、こちらからご説明させていただきます。まずお聞きいただいて、今回4点、千代田区の住居表示実施状況。住居表示に関する法律の制定経緯。千代田区等に提出された署名等の分析。さらに住居表示実施に関する経緯の要旨。この4点について、先日の会議の中で大きく論点として整理されましたので、こちらについてご説明させていただきます。まず2ページでございます。千代田区の住居表示の実施状況でございます。面積比で74.05%と申し上げましたが、こちらは人口比で申し上げますと50.49%、世帯比で申し上げますと52.57%ということになります。やはりこれは先日の各委員のご指摘のあったとおり、面積ですと皇居ですとか丸の内地区、そういったところが大規模に実施しておりますので、そういったところの影響が大きくなるわけですが、人口世帯比で申し上げますと、半分程度は住居表示がされているということが、こちらでご理解いただけるものと思います。続きまして3ページでございます。こちらは住居表示に関する法律の制定の経緯について、改めて詳細を整理しております。まず、明治に入りまして、住所を表示するものとして、土地ごとに番号を振る地番というものを使用いたしております。こちらは何丁目何番地というものでございます。地番でございますが、こちらは明治初年に、徴税の目的で、土地の所有者ごとにつけた整理番号でございまして、いわゆる建物を探す、住所を探索するというようなことで

はなく、あくまでも税金を徴収するための整理番号という位置づけでございます。その結果、当初、最初のうちは順序よく並んでおりましたが、土地の売買などの理由で所有関係が変わるたびに再整理がされて、その結果、次第に飛び番地、欠番地が発生し、誰にとってもわかりやすいものとは言えなくなった状況が、当時ございました。その上で、地番を使用した住所の表示というものは、やはり来訪者にはわかりにくい。また、大事な冠婚葬祭などに間に合わない。郵便や電報、そういったものの遅配などの問題が生じております。もちろんこの際には、警察、消防などでも、こういったもので、やはり住所がわかりにくいというところでトラブルがあったという状況は、我々把握しているところでございます。そこで、昭和37年に入りまして、住居の表示にかかる諸種の混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させると。公共福祉の増進に資するということを目的に、住居表示に関する法律を制定いたしました。こちらの法律に基づきまして、これは日本全国、各地域において住居表示が実施されることになったというものでございます。その結果、住所を表示するものとして、建物ごとに番号を振る住居表示、いわゆる、何丁目何番何号という住居表示というものが、全国的に整理が進められたというものでございます。その結果、一番下でございますが、住所のあらわし方として、住居表示を用いることで、建物を探し出すことが容易になったということがございます。一応4ページに、当時の住居表示制度の解説がこちらに整理されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。続きまして、5ページから、千代田区等に提出された署名について、状況をこちらに整理しておりますので、それぞれ説明させていただきます。まず当初、平成16年11月15日にこちらが提出されまして、提出者は、神保町地区町会連合会長から、「神田の冠称復活に関する要望書」というものが提出されております。その上で、署名数、提出者の集計ですと1,099。事務局で全てカウントしますと1,089ということでちょっとずれがあるのですが、こちらは1,089に基づいて、以下、こちらのグラフで整理させていただいております。グラフの見方でございますが、青が在住者等、赤が在勤者等ということで分類をさせていただきました。さらに、それぞれのエリアごとに、千代田区内の対象、いわゆる三崎町、猿楽町地域。千代田区内のそれ以外の地域、他区、都内市町、他県という形で整理させていただいております。それぞれ見ていただくとわかるのですが、やはり当時、推進というのは、千代田区内の三崎町、猿楽町にお住まいの方、こちらは644、59.1%ということで、過半数を占めていたということでございます。当時は在勤者という方もいらっしゃいました。千代田区内以下、他県まで、やはり一定数の数はいらっしゃったという状況になっております。その詳細に関しましては、こちらの下に表を示しておりますので、ご参照ください。続きまして、6ページでございます。こちらはその後、平成19

年12月19日にいただいた反対の署名でございます。件名として、『住所変更したくない』人の署名の件』ということで提出いただきました。提出者の集計で申し上げますと、署名数1,481。事務局でこちらを全て、改めて再整理すると953筆ということで、ここについては比較的少くない数のずれがあるという状況にあるということをご理解ください。その上で、署名簿の詳細分析でございますが、こちらについては在勤者の771通、エリア内の在勤者の方が大勢を占めているという状況がわかります。もちろんこの中には、そのエリアにお住いの在住者、その他、他県も含めて若干数でございますが、あることをご承知いただければと思います。続きまして、7ページでございます。こちらは本年4月30日に、反対の署名として受理させていただいたものでございます。こちらについては、神田冠称復活に反対し、区の慎重な対応等を求める陳情として、この受理先としては、千代田区議会議長となることをご承知おきください。その上で、提出者としては、町名変更反対の会ということで、署名数5,603筆、提出者の集計のみでございますが、5,603筆の署名が区議会に対して提出されているということでございます。こちらについてでございますが、改めて本年、この11月28日に、我々のほうで問い合わせをいたしたところ、署名簿の提出先は千代田区議会のみであり、どのような形であってもコミュニティ振興課、これは千代田区が、署名簿を使用することは認めないという旨の申し出がございましたので、詳細な分析は行えないという状況にあることをご理解いただければと思います。続きまして、8ページでございます。こちらが本年10月17日に、賛成として要望いただいたものを、これは区が受理したものでございます。こちらは要望者が三崎町一丁目町会長ほか2名、賛同者として、神保町一丁目町会長ほか8名、計12名、それぞれの町会長からいただいているというものでございます。こちらは10月17日に、千代田区として受理しております。ご参照いただければと思うのですが、こちらは要望者、賛同者、それぞれの町会長を羅列させていただいております。9ページでございます。こちらからは、いわゆる猿楽町、三崎町、それぞれの今の名称が決まったその経緯、住居表示を踏まえまして、その経緯をこちらに整理させていただいたものでございます。こちらについてでございますが、我々、実は前回の討議の際には、神田冠称、神田をつけないという理由について、我々はわからないということについてはご説明申し上げました。ただ、三崎町、猿楽町に関しては、それぞれの住居表示審議会その他で一定の整理がされていたということで、改めてご説明させていただくものでございます。まず、9ページの猿楽町でございます。当初、住居表示の実施を踏まえまして、神保町の一〜三丁目を延長して、四〜六丁目までとし、現在の神田猿楽町地区を、神保町六丁目にするという考えのもと進められておりました。しかし、猿楽という由緒ある名前を消すのはしのびないという

ことで、住民にアンケートをとったところ、記録によりますと、全住民が猿楽町を主張したというものでございます。そのため、神田猿楽町地区は、神保町六丁目地区でなく、猿楽町一～二丁目という住居表示にするという案が改めて提出されました。その上で、第17回千代田区住居表示審議会でございますが、やはりその議論のポイントとして、猿楽町の名称が他区にも存在し紛らわしい。こちらは渋谷区でございますが、やはり紛らわしいという点が議論になりましたが、前例ということで、下に簡単に書いてございます。港区および目黒区における三田ですとか、大田区、江戸川区、中野区における中央といった事例もある、前例もある。それを前提に、やはり由緒ある名称のため、できる限り存続させたいということで、猿楽町というこの案で決議されているという状況でございます。一応、こちらは参考に地図などもございますので、ご参照いただければと思います。続いて、11ページでございます。こちらは三崎町でございます。こちらについては第12回住居表示審議会において、住居表示実施前の神田三崎町を含む地域を、西神田一丁目～五丁目とする決議がされました。その上で、地域の合意も整ったということで、この決議がされたということで我々認識しておりましたが、区議会における議決直前に、三崎町存続を求める陳情が提出されました。その上で、区議会は、陳情は不採択として、原案どおり、つまり西神田一丁目～五丁目とする決議をされております。その上で、陳情が出されているということで、区長が再提案をさせていただきました。その再提案の内容でございますが、ちょっと前後しますが、14ページに当時の「区のお知らせ」、昭和41年12月8日号に掲載された区長の声明文をそのまま載せております。概略をご説明しますと、9月定例区議会に神田三崎町及び西神田の地域をもって、「西神田」と提案いたしました住居表示案は、区議会において1名を除く絶対多数のご賛成を得たと。この議決を得ますまでには、2年有余にわたり、地元の多くの人々が、熱心なご討議を重ねられてまいったと。その上で、公共の福祉増進に資するために出された結論が、住民の意に満たされないものとして、反対の声が日増しに激しくなっていると。その上で、住民多数の声という事実のあることを考えたとき、その声を取り上げ、これを生かすことに全力を注ぐと。その上で、5つの条件を出し、これがかなえられた場合には、住民の声を生かし、再提案に踏み切る決意を新たにいたしましたということで、声明文を書いてございます。15ページ、最後のページでございます。「区長の提示する五条件」を再整理しました。まず、「1. 本件は好ましいことではないが、議会全体から要求があれば、再提案もやむを得ない」、「2. ただし、三崎町を残すことによって、三崎町民のうち、西神田希望者、西神田地区の反対のないことが条件である」、「3. 区域については、区案によること」、「4. 連合町会長ほか地元審議委員に対して住民が責任をとらしめないこと」、「5. 実施時期は、来年4月とする」。この5点を

もって、これがかなえられた場合に関しては、改めて再提案をするということで、11ページにお戻りください。第14回住居表示審議会において再度審議し、西神田一丁目～三丁目、三崎町一丁目～三丁目とする決議がなされました。その後、区議会で議決され、昭和42年4月1日に住居表示を実施したという、こういった経緯がございました。この詳細その他については、12ページなどに整理されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。ご説明は以上になります。

山口会長

- ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、前回いろいろなご質疑がありました住居表示の実施状況、あるいは、この住居表示に関する法律の制定というところの中で、やはりいま一度押さえておく必要があるだろうということ。さらに、これまで賛成、反対、多数いろいろ署名がなされている中での、でき得る限りのその実態が把握できるような分析、それと、これまでの実施に関する経緯等について、事務局のほうで調べたものをご報告させていただきました。この後、いろいろご議論を賜りますけれども、前回、当審議会の中で、やはり地域の方々のご意見も伺おうというようなご意見をいただいておりますので、本日この場で、賛成の方、あるいはそれに対する反対の方のご意見を伺おうという趣旨で、これから行いたいと思っております。本日は、三崎町猿楽町の神田冠称復活について、早期実現を求める方々、また、慎重な対応を求める方々、それぞれにお越しいただいておりますので、これから、直接お話のほうをお聞きしたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

—説明者入場—

森永コミュニティ振興課長

- それではまず、三崎町、猿楽町の神田冠称復活について、早期実現を求める方々よりご意見を伺います。出席者のお名前のみご紹介させていただきます。

—賛成の立場の方 出席者紹介—

山口会長

- ありがとうございます。私は千代田区住居表示審議会会長をしております山口と申します。よろしく願いいたします。本日は年末の大変お忙しい中、当審議会のほうにおいでいただきまして、まことにありがとうございます。今回、神田冠称ということで、地域の熱い思いもあるというところの中で、前回の住居表示審議会の中でも、皆様方からの直接そう言ったお気持ちを聞こうということで、本日はこちらのほうにお越しいただいたということでございます。忌憚のない、これまで長い間、地域の中で思いを語られてきた内容についてご発言をいただければというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

説明者

- 座ったままで。

山口会長

- 座ったままで結構でございます。

説明者

- 今日は私どもの意見をお聞きいただくということで、感謝をいたしております。まず冒頭、御礼を申し上げたいと存じます。いささか緊張しておりますので、話がまとまるかどうかわかりませんが、3町会で、神田冠称についての要望書を、千代田区長さん、千代田区議会議長さんに提出して9年から10年になります。私どもの要望書につきましては、最も最近の要望書は、ことしの10月17日に提出をさせていただきました、区長宛ての早期実現を求める要望書というのが、お手元に資料としてあると思いますが、これが最も新しい要望書でございます。私どもの言いたいこと、趣旨は、この要望書にほとんど入っているとご理解をいただいて結構だと思います。それでその添付をした資料が、資料1、2、3とございます。平成16年に提出をしました要望書、先ほど申しました要望書、これがしょっぱなでございます。千代田区では、この要望書を受けていただきまして、この資料にもございますが、検討会を設置していただき、進めていいですよという結論を出していただきました。そこで私ども町会としては、町会に入っていない方々、事業所の方々にも十分理解をしていただこうということで、3町会で資料2、ご協力をお願いしますという文書、印刷物を各戸に配付させていただきました。

丁寧に町会の皆さんに、町会に入っていない会社の方も含めて知っていただき、ご理解をいただこうということでまかせていただきました。それを受けて、反対の意見が起こってきたということでございます。まさか、私ども、この神田冠称で反対の意見が出るというふうには思ってもいなかったのが実情でございます。その後、資料3の、さらにいろいろご意見、反対の意見も出てきたということで、さらに理解を深めていただくということで、資料の3を、やはり3町会名で、町会あるいは町会に入っていない事業所の方々にもお配りさせていただいたというのが経緯です。その後、反対される方々と2～3度、千代田区が間に入って話し合いを持ちました。私個人はその前に、反対される方の中心になっておられる方と一度面会をして、お話をさせていただいたこともございます。以上の資料のとおり、要望書のとおりでございますが、何分ぐらいお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

山口会長

- 時間的には大丈夫です。

説明者

- では、あと5分程度よろしいですか。ほかの方にも、もちろんご意見いただきますけれども、まちというのはやはり、社会もそうですけれども、変化をしてきていると思います。もちろん、猿樂町、私は猿樂町に住んでおりますが、町会長をさせていただいておりますが、猿樂町も変わってきております。私のうちは明治40年にまちにやっ来てまいりまして、祖父が水戸様のお屋敷で生まれたということだそうなんですけれども、古い家も何軒か残っております。私の家の前に、「キカイ湯」というお風呂屋さんがあります。明治16年の創業だそうございまして、銭湯で最初にボイラーを使ったお風呂屋さんで、そこからキカイ湯という命名をしたということを伺っております。その後、大正元年に、そのお風呂屋さん、大抵今は銭湯の壁、公衆浴場の壁に、壁面にペンキがありますが、そのキカイ湯さんが最初だと。最初にキカイ湯さんでペンキを描いてそれが次第に広がったということも伺っておりますし、新聞やテレビでもたまに取り上げられているという状況がございます。そういう古いお宅も今は5代目が住んでおりますけれども、古いまち、古い人が住んでいるまちでもございます。もとより江戸時代には、町名はございませんでした。この資料にもございますけれども、武家屋敷、武家地ということで町名がなかったということのようでございます。明治10年を過ぎましてから町名がついて、もとは私のまち、それから神保町一丁目、今の

一丁目、二丁目は、表猿楽町、中猿楽町、裏猿楽町といったようでございます。猿楽町にも一丁目から三丁目まで当時ございまして、私の祖父が三丁目の町会長をやっていたと、戦前ですけれども。そういう話も聞いております。私ども千代田区を愛しておりますし、それから、我々のまちも愛しております。最近マンションがふえまして、以前に比べますと、一時に比べますと、子どもたちも若干ふえているようでございます。マンションに住まっているお子さんたちにも、まちを愛する気持ちを、地域としても教えてまいりたいというふうに思っているところでございます。やっぱり町名というのは、合理性、経済性だけで考えてほしくないというふうに思っています。猿楽町につきましては、実は半分冗談、半分親しみを込めてエテ楽町、猿楽ですから、エテ楽町と言う人もいるのです。それから、これは100%親しみを込めて、うちの町内に頭が住んでおりますけれども、猿楽町の二丁目を「エテ2」とおっしゃる方もいます。「エテ2の頭、元気ですか」ということはたまに、ほかの地域の方から伺います。私はそういうまちだというふうに理解をして、実は私自身は猿楽町の生まれではありませんけれども、昔から、郷に入れば郷に従えということわざがございます。私はそういう気持ちで町内にこれまでも住まわせていただきましたし、これからも住んでいこうというふうに思っております。当初の署名運動にかかわった年配の方が、もう7~8人、私の知る限り亡くなってきております。私の先ほど申しました、キカイ湯の旦那さんも積極的にやっていただいたのですが、既に数年前にお亡くなりになりました。そういう人たちの思いを今、住んでいる私どもが将来に引き継いでいきたいというふうに思っているわけでありまして、神田の名称は新しいということに反対の方は言われますけれども、しかし明治以降、神田区から始まって、一時、千代田区が合併しまして、神田区と麴町区が合併しまして、20数年間、千代田区神田猿楽町という時期もございました。昭和40年ごろですか、住居表示法の関係で、神田をとるということで、当時の私や町会の役員の方々は大変苦勞されたのではないかと思います。何とか地名を残したいということで、神田をとるのはもうやむを得ないという気持ちだったろうと思います。私はそういう当時の役員の方々のお気持ちもそんたくする必要があるかと思えます。しかし、開府400年記念の事業が10年前ほどから行われまして、それを契機に、では、神田の地名、冠称を復活してつけていただきたいということで始まったのが、私どもの活動でございました。今になって何で神田をつけるのという声も伺います、聞きます。しかし、ことしはやった言葉ではありませんが、「いつやるの？今でしょ」という言葉がはやりましたけれども、10年間待ってきた私どもとしては、ぜひ、もう今やっていただきたいという気持ちが切なる思いでございます。したがって、3町会、神田の冠称をつけてほしいという思いでございますので、ぜひ委員の皆様方にもご理解をいただいて、

そういう思いがあるなら、では、つけてもいいのではないかというお気持ちになっていただければ、大変うれしい限りでございます。大変長くなりました。申しわけございません。以上でございます。

山口会長

- ●様、ありがとうございました。平成16年から約10年にわたる地域の方々の思い、それを持ちながらいろいろな活動をされてきたというお話を伺わせていただきました。ほかの皆様で、お話があったらぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

説明者

- 三崎町の●でございます。今、●さんのほうから全て、るるお話しされましたので、私は個人的な話でさせていただきたいと思います。今、開府400年ということと、あとその前の金沢のほうでしたか、古いまちの名前が元に戻るといようなのが新聞記事に載りまして、その折の町会長さんより、そんな話が出て、君たちどう思うかというときに、もちろん神田が戻れば最高だというふうに、率直にというか素直に思いました。というのも私自身も、この神田の三崎町に生まれ育って、一度も外に出たことがないということがまず1つでありますし、また当時、神田というところはいろいろ学校、大学などがありまして、結構、下宿屋さんのようなのがありました。しょっちゅうではございませんが、あちこち行くと、東京から、神田から来たって言うと、やはりそこにいらしている我々より先輩の方も、神田はどこだというふうに聞かれます。やはり神田っていう場所というか地名というのは、もう体の中にしみついているのではなからうかなというふうに思います。私自身ももちろんそうなのですけれども、そんなことも含めて、懐かしさとか郷愁で言っているのではなくて、やはり、どこだって言われれば、素直に神田というふうに答えております。そんな意味から言いましても、ぜひ神田が戻ってくればありがたいというふうに心から思っている者の1人でございます。

山口会長

- ●様、ありがとうございました。ほかの皆様方はいかがでしょうか。よろしいですか。

説明者

- 今、お話あった●さんの町会より、こぢんまりした一丁目町会の●と申します。うちも住みついてもう100年近くなるのですが、古い人たちは、バブル期にみんなどっかへ行ってしまって、別に北朝鮮にさわられたわけではございませんけれども、本当、現在も進行しております。学校がどんどん買い占めて、校舎を建て、やがては病院も拡張する計画で、ほとんどいなくなってしまうておりますけれども、ここで昔の神田を残しておかないと、私もそう長くは生きておりませんので、後の人たちのためにとって、先の町会長より引き継いで参加させていただいております。何しろ本当に、千代田区でも後ろから2番目、この間見たら、えっ、こんなになっちゃったのなんて思うようになってしまっていますので、しゃれではございませんけれども、昔ついていたものです。帰ってこられるものなら、ぜひ皆さんの力でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

山口会長

- ●様、ありがとうございます。ほか。どうぞ。

説明者

- 三崎町町会の●と申します。住居表示始まったころ、私はちょうど高校2年か3年のときで、どっちにするかと真っ只中のときにいたのですが、なぜ神田なくなってしまうのというのがまず1つで、いや、これからだんだん住居表示進むのだよと言われて、とにかく三崎町を残そうよということで、三崎町は残りました。それで、しばらくたって、何でうちらだけ神田なくなっちゃったのという疑問がいまだに残っていて、ほかはどうしてしまっただろうということ、では、神田戻らないのかなという思いがすごく強くありました。それで若いころ、僕も日本全国旅行していて、三崎町だとか猿樂町、神保町地域というのは大学が多く、先ほど●さんもおっしゃりましたが、下宿がかなり多かつたらしくて、旅していて、駅だとか食堂だとか相席になったときに、「どこから来たの」。東京です。「東京どこ？」と言うと、三崎町というところ。そうすると、「えっ、神田の三崎町？」って、向こうがわざわざ神田つけてくれるのです。ということは、「えっ、ご存じですか」と言う、「ああ、俺、何々大学なのだよ」とか、「三崎町下宿していたのだよ」。そのときに必ずでもないけど出てくるのが、南京虫まだ出るのかいという。製本屋さんが多いの

で、僕もかなり経験あるのですけれども、南京虫に刺されたという経験があって、懐かしいねって、結構ごちそうしてもらったり、いい思い出してもらったのです。僕はわざわざ神田を取ったのに、向こうが神田とれたのは知らないと思うのですけれども、わざわざ神田の三崎町から来たのだ、懐かしいなって神田をつけてくれる。やっぱり三崎町は神田がつきものだと、僕はそのとき思って、神田、何とかならないかなと、いまだにそういう気持ちでいっぱいです。それと、今、文化遺産だとか、どうのこうのと世間では言われていますけれども、この地名も文化の1つだと思います。やっぱりちゃんと昔の文化に戻す。今、建物でも何でも昔に戻して、昔の町並みを残そうと、旅行していてもやっていますよね。それと同じで、こういう地名も昔に戻して、正しい文化を伝えるというのも、我々の仕事だと思います。だからぜひ神田というのをつけてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山口会長

- ●様、ありがとうございました。●様、どうでしょうか。

説明者

- 済みません、猿楽町町会の●と申します。よろしく願いします。猿楽町に長くから住んでいる方は、神田明神のお膝元でございます。神田という名称がすごいブランドだと思っている方が、昔からいる方は多いかと思えます。皆さん、神田という名前にはとても愛着がありますし、また、以前ですけれども、猿楽町というのは渋谷区にもございます。千代田区、有楽町もちょっと、「有」という字と「猿」という字が違うだけで、前にやはり、宅配業者が間違えて、有楽町の品物を、荷物を猿楽町に持ってきた方がいらっしゃいます。また、渋谷区の猿楽町ですか、行く方が間違えてこちらに来て、「済みません、猿楽町の三丁目はどこでしょうか」と聞かれる方もいらっしゃいました。それですから、そこで神田一文字つけば、ほとんど間違える方はいらっしゃらないと思います。ぜひ神田という名前を、私がちょうど中学2年のときにとられてしまったのですけれども、戻していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

山口会長

- ●様、ありがとうございました。本日お越しいただいた神田冠称を求め

る皆様方から、それぞれ思い、そういったものを伺わせていただきました。ちょっとかた苦しい形になっているのですけれども、ちょっと委員の皆様も忌憚のないご意見を、せつかくの機会ですから意見交換ができたらなと思います。いかがでしょうか。

委員

- 町会の皆さんの思い入れというか、よく伝わりました。しかしですね、その思い入れ、今の2代目、3代目、若い人たちも同じように持っていちゃるのでしょうかね。ということと、これを変更、要するにもとへ戻すということは、簡単に見えて、実は簡単ではないと思うのですね。その社会的なエネルギーという。特にここには人口を超える事業所の皆さんがいらっしゃると思うのですよ、アンケートを見ても。アンケートを見ますと、105カ所で何人と書いていますけれども、事業所は100やそこらではないと思うのですが、想像で言っていますよ。その皆さんが神田なしで、ずっとそこに事業を展開してきて、いきなり神田がついた。大変なコストです、これはいろいろな意味で。そういう人たちの意向も十分聞いていただいたのでしょうかね。ということなのです。皆さんの気持ちはよくわかりますけれども、そういう社会的にエネルギーが相当要ると。たった2文字つけるだけで。そういうことも勘案してご意見を言っていたきたいなというふうに私は思います。

説明者

- 先ほど申しましたけれども、町会には会社、事業所も、町会に入っているところがございます。最初の署名をしたときには、町会に入っている事業所は100幾つ、私の町会で100幾つ、違ったかな、結構ありました。数字は申しわけありません。結構、事業所の従業員の方なんかも署名をしていただいて、要望書を提出いたしたというのがしょっぱなでございまして。その後、私どものほうで、具体的な事業所の調査とか、そういうのはいたしておりません。おとしの11月の初めに、区の呼びかけで懇談会をお茶の水小学校で開催をしました。そこには、事業所の方が何人か、そう多くありませんでしたけれども出席をされておりました。その中には、かなりお金がかかると、経費がかかるとおっしゃる方も、別に反対ということではありませんでしたけれども、経費がかかりそうだという心配をしておられる会社の方もいらっしゃいました。それからもう1点、若い人はどうかということですが、生まれてからこの方、神田のない町名ですから、若い者はあまり、そう関心はないのではないかと思います。それはその家によって、家族によって違うかと

思いますけれども、年配者に比べると、若い人は関心が薄いということはあるのかなというふうに、率直に思います。よく言われますけれども、千代田区の人口の中で、8割の方はマンションに住んでおられる方だと。我がまちにおきまして、恐らく7割か8割方、今はもうマンションにお住まいの方が多くなっているのではないかというふうに思います。ちょっと時間をいただいてお話をさせていただきたいのですが、私のまち、戦後、神保町地区、出版関連の会社が結構多かったのですね。私のまちにも中堅の製本屋さんが7～8軒ありました。それから下請の折り屋さんなんかも結構ありました。印刷屋さんもありました。製本屋さんは今、我がまちでは1軒しか残っていません。製本に、出版に関係する箱屋さんは2社ありますけれども、そういう状況で、冒頭申しましたけども、まちも変わってきております。札束舞って人が散るということを言われましたけども、地上げ、再開発によって、人口が、地つきの人たちがかかりいなくなったという状況もございます。しかし、まちに残って商売をやったり、会社をやったりしている方も結構いらっしゃるというのがまちの状況でございます。

山口会長

- ありがとうございます。ほかに委員の皆様方、意見交換という意味でいかがでしょうか。いかがでしょうか。

説明者

- なぜ3町会だけが神田とられたのですか。その当時の。我々も反対運動したのですよ。でも、あとの神保町なり大きいところはまだ残っていますよ。どういうわけですか。

山口会長

- 事務局のほう、よろしいですか。答えられますか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましては、昭和37年に住居表示法というものが、時代背景が、郵便が届きにくい、その他で、その目的のもと、住居表示が実施されることになりました。その際に、この住居表示審議会での議論として、住居表示を実施した場合、いわゆる何丁目何番何号という、その住

居表示を実施した場合には、神田を冠称しないということをルールづけました。ですから、今、旧神田地域で、神田という名称が残っているところは住居表示の未実施地区ということになります。ですから、神田神保町も住居表示未実施ということになります。一方、例えば岩本町ですとか鍛冶町、ああいったところは、もうこれは住居表示を実施したというところと、していないところがございますので、神田岩本町と岩本町、神田鍛冶町と鍛冶町という形で2通りがあるという状況に今はなっているということでご理解いただければと思います。

山口会長

- 本日お越しになっている方は、この資料をお渡しされているのですか。今日の資料は。本日の資料の多分、今、言葉で説明されましたけれども、2ページ目にその表示、住居表示しているところと、していないところの実態があらうと思いますので、その辺をもう少し……。

森永コミュニティ振興課長

- 開いていただいて、資料2と書いているものの2ページでございます。下に一覧で、旧麴町区、旧神田区ということになっておりますが、例えば、旧神田区で申し上げますと、岩本町、内神田、鍛冶町、猿楽町、外神田、西神田、東神田、一ツ橋、三崎町。こちらがいわゆる住居表示がされたエリアということになります。ですから、ここについては全てが神田を冠称しないということになっております。一方、いわゆるグレーになっている網かけの部分ですね。こちらは今、神田〇〇町という形についておりますが、こちらについては、いわゆる住居表示が未実施ということになりますので、こちらのほうは神田がついているということになります。以上です。

説明者

- その昭和40年代、神田の名前がなくなったというときに、事業所も結構当時あったと思いますけれども、その反応は当時、手続上、どうだったのでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 実はこちらについて神田を、いわゆる住居表示を実施した場合に、神田

の冠称をしないということについては、その理由というものが、我々に残っている公文としてはない状況になります。ですから、住居表示を実施した場合は、神田を冠称しないということが、ある意味、暗黙のルールという形で動いていて、結果、住居表示を実施されたところは、全て神田がついていないという状況になっています。ですから、その経緯、プロセス、理由、そういったものについての詳細はわからないという状況にあることはご理解いただければと思います。

委員

- 今、●会長と関連した質問なのですが、そのとき多分、やはり会社、事業者もコストがかかったと思うのですね。今、反対をされる方が、皆さん言うておられるように、例えば登記簿謄本を変えなくてはいけない。それから会社の封筒を変えなくてはいけないということが、反対をされる方のかなり中心的な反対の理由になっているのですけれども、これは住居表示で、行政の言うとおりに従って神田をとったときに、これは何らか、その時代の千代田区が何か補填なりしたのですか。補助したの？

森永コミュニティ振興課長

- そのようなことはしておりません。

委員

- していない？

森永コミュニティ振興課長

- はい。

委員

- そうすると、状況としては今と同じということですよ。

森永コミュニティ振興課長

- そのとおりです。

委員

- わかりました。

説明者

- ざっくばらんに話をさせていただきますと、私は反対されている方とも、先ほど申しました、何回かお話しさせていただいていますが、最初主眼は、神田というイメージがよくないと。下町のイメージがよくないと。マンションの価値が落ちるといふようなことを、当初よくおっしゃっていたのですね。その後、当時からお金がかかりそうだとおっしゃっていましたが、最近は、下町のイメージが嫌だということはある程度おっしゃらなくなったようです。若干、言い分がね、反対される方も変わってきておられる。マンションの価値とおっしゃるのですけれども、僕はマンションに住んでいらっしゃる方はたくさん、先ほど申しましたように、もう7割、8割方いらっしゃいますけれども、マンションの価値というのは、僕は住んでいる人とか建物とかね、環境が決めると思うのですよね。マンションの中に会社を置いたらね、僕はマンションの価値は落ちると思うのです。反対される方の中にも、お住まいの部屋に会社の看板を掛けておられるという方もいらっしゃいます。私はそういう方にね、マンションの価値が落ちるから神田をつけるのは反対だと言ってほしくないというのが率直な気持ちです。

山口会長

- せっかくの機会ですので、ほか、いかがでしょうか。コストというか、熱い思いがあって、例えば、神田冠称をつけましょうという形になったときに、前回のこの当審議会でもあったのですけれども、実質上、負担となっていくものというのは、どれくらいになるのでしょうか。事務局のほうで何か、説明がもしできたら。

森永コミュニティ振興課長

- こちらでございますが、実は前回、第27回の住居表示審議会で、お手

元の資料があれば19ページでございますが、神田冠称を実施した場合の影響ということで、まず、手続が必要なもの、資料2でございます。例えば、自動車運転免許証、共済年金、協会健保による健康保険証、精神障害者保健福祉手帳、さらに電話会社との契約、インターネットプロバイダー、銀行、保険、クレジットカード。そういったところと、いわゆる手続というものがまず必要になります。もちろんこちらについては、住所の機械的な変更ということになりますので、コストという面で見るときには限定的になりますが、ただしやはり、そういった手続が、今の法定上では速やかに必要になるものが多いということをご理解いただければと思います。また、資料20ページ、こちらは企業でございますが、今、法定上で申し上げると、不動産の権利に関する登記、商業登記、こちらについては、手続として、法人の住所という面では変更ございませんが、いわゆる一部の役員の住所などの変更というような手続が必要になるということになります。また、雇用保険関係、さらに商工融資、さらに水道法関係許認可、あと株式上場事業所などについては、やはりそれなりに手続が必要になるということです。コストという面で見ますと、こちらについては数百円の単位になりますが、謄本が必要になるということになります。ですから、こちらについてはそういった手続が必要になるということになります。また一方、実際この中には、例えば、名刺ですとか封筒、判子、商品パッケージ、案内通知、そういったものも住所の変更に伴って一部変更ということが必要になるかなと思います。ですから、こちらについては一定のコストというものが別途かかってくる、一定の負担は避けられないという状況にはございます。ただ、こちらの公的な手続、役所関係の手続ですとか、そういったものに関しては、仮に実施するというふうにした場合には、できる限り簡便化する方向で我々のほうは検討したいと考えておりますが、そういった物理的な作業及び物理的なコストというものが、やはりかかってくるということは否めないということをご理解いただければと思います。

委員

- その際ですけれども、こういったものに関する移行期というのは、多分、暫定的なもので、移行期間1年、2年と据え置くということの処置というのは大体とられるのではないのでしょうかね。ですから、例えば運転免許証でも、それは書き換えのときでいいとかいう形で、直ちにとということではないというふうには思うのですけれどもね。だから先ほど、賛成の方々の言っているコストとかエネルギーとか、合理性とか経済性では測ってほしくないというのはそのとおりだと思うし、これから千代田区が、どういう歴史を大事にしていくのか、そうではない区なのかという

ことが問われているような気もいたしますね。ですから、その辺は慎重にやらないと。麴町区もかなりありますけど、下手するとパンドラの箱をひっくり返すような形になりかねないものですから、ちょっとお話をじっくり聞いていたのですけれども。その辺は本当に、それをどうするのかというのは問われてくるのだと思いますけれどもね。まだ、住居表示が残っていますからね。これは郵便のほうだって問題ないということをおこの間言われていましたしね。そういうことを勘案した上で、やはり移行期というのは、2年後にそれを施行するとかということは十分できるわけですから、その辺を考慮してお考えになったほうが。今すぐこっちだ、あっちだということで決定ではなくて、1年後、2年後になるかもしれないかもしれませんが、そのくらいの暫定期間を持たないと、なかなか混乱を吸収できないということもあり得ますから、その辺はテクニックの問題だと思うのですね、ある意味で。コストの問題は別ですけれどもね。とは思います。

説明者

- 猶予期間を持って、やはり……。

委員

- そう。だからそういうふうにしないと、やっぱり混乱は起こるし、それで解消できる問題はあるのかもしれないということも含めて、では、あしたからやってくれないと困るというものでもないでしょうからね。

説明者

- できるだけ早くね。決定は早くしていただいて。

委員

- そうそう。

説明者

- それは、例えば、さっきから封筒とか、社判の話が出ておりましたけれども、これはいずれ使い古したり、擦り減ったりするものでしょうから、

そうコストの中には入らないのではないかなというふうには勝手に考えておりますけれども。

委員

- 神田といったって、神田でなくなっている地名だって大分あるのですよね。多いですよね。残っている神田という名前ですよね、これは。そこをどうするのかということを含まれて総合的に判断しないと、後々やはり悔いを残すかもしれませんね。

委員

- これは住居表示法がまだ生きているということで、そうするとですね、この神田の表示が残っている地域が多いですよね。そうすると、今後どういうふうには法律を施行していくのかわかりませんが、これ全部、神田を外していくコスト、前回もこういうこと話題になったと思うのですが、そのコストと、また新しく猿樂町、また三崎町に神田をつけるコストと、そういうことの比較というのはどうなのでしょう。

山口会長

- 事務局のほうはどうですか。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましては、やはりエリアとしては、本日お配りした資料の2ページ、こちらに神田という名称がついているエリアがやはり非常に多いという状況は、我々としても理解しております。その中で、これは前回もご説明いたしましたが、仮に住居表示を今後実施するということになったときに、改めて神田を冠称するのかわからないのかということについては、我々としては、もう時代背景も変わってきていると。また当時の理由なども、詳細が不明だという状況もございますので、ある意味、ゼロベースで検討することになるのだろうと考えております。またその中で、今後、住居表示が推進されていくのかどうか。これもやはり地域の方のご意見というものが一番重要になってくるかなと考えておりますので、実際今、デメリットというのでしょうか、そういったものが、昭和の初期、30年代までの郵便が届かないですとか、そういったようなリスクというのは、今やはりIT化なども進み、圧倒的に少なくなっ

ているという状況がございます。そういったことを前提に、やはり地域の方のご意見、お考えというものが大前提になるのかなと考えておりますので、今の段階で例えばコストですとか、そういったものの対比というところまではたどり着いていない状況になっております。

山口会長

- よろしいでしょうか。多分、今言われたのは、今の現時点では住居表示をやるとしたら、神田はとらなければいけないという整理ということですね。

森永コミュニティ振興課長

- これまでの、昭和30年代後半から40年代のときの整理としては、神田をとるというルールになっているということです。ただし、では今、住居表示を改めて実施する際に、それを大前提として議論すべき時期なのか。もう40年以上前になりますので、そういったことを考えますと、改めてそれはゼロベースで議論していくべき議題なのかなと我々は考えているものでございます。

説明者

- 何年前かはちょっと失念しましたがけれども、名前を復活してもいいとか、残してもいいとか、そういう法律ではなくて、政令みたいなのが政府によって出されたという話を聞いたことがあるのですけれども、どうなのでしょう。

森永コミュニティ振興課長

- ちょっと今、手元にその資料がないので、何年という話は我々申し上げられません。ただし、当時そういったようなお話があったということになります。

委員

- ちょっとお調べ中なので、麴町のことは後で答えなくてもいいのですけれども、何でこんな未実施が多いのか。例えば、麴町というのは半蔵門

という名前が出たりしたのですよね。それから、番町に関してもかなり飛び地がありまして、それを直してきて、九段や何かというのは「土手三番町」とか言っていたわけですから。今、比較的新しい表示法で、あまり麴町に関してはないと思うのですけれども、これは何か実施しなかった理由というのがあったのかどうかというのがよくわからないというのが、本題から外れるなら後で結構ですけれども、ちょっと疑問なので、その辺は、例えば有楽町というのは地名であったかどうかというのは、小さな範囲ですけれども、そういうことでいっていくと、かなり整理されて出てきたのかなというふうに思う。神田の話とはまた違いますけどね。ちょこっと違うのですけれども。

森永コミュニティ振興課長

- 資料が手元にございました。昭和60年5月及び6月に、衆議院の地方行政委員会、参議院の地方行政委員会で、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議というものが出されております。いわゆる、これは議会が、これを条件のもとに、住居表示に関する法律を改正していいよと。改正内容については、今詳細はわかりませんが、こちらについては、次の諸点において適切な措置を講ずべきであるということで、これが大きく3つございます。1つ、将来にわたって旧来の町名等をできる限り消失せしめないように、市町村に対して適切な指導をすること。さらに2点目として、既に消滅した町名等の復活については、これが社会的、経済的に大きな影響を与えることに鑑み、その安定性を確保する必要があるが、市長村において、総合的に勘案の上、旧町名等を復活させようとする場合には、地方自治法第260条の規定によって可能であるので、その旨の周知を図ること。3番として、市町村が由緒ある旧町名等の継承を図るため、標識の設置、資料の収集、その他必要な措置を講じた場合においては、当該市町村に対する適切な財政措置について配慮すること。右決議するという事。わかりやすく申し上げますと、いわゆる旧町名というものについて、衆議院、参議院の行政委員会の中で、やはり適切な指導を図っていくべきである。さらに、先日もご説明しましたが、地方自治法第260条というのは、区が提案して議会の議決を経れば、町名の変更ができるという旨をちゃんと理解しておいてもらえということ。さらに3番目として、それぞれ市町村、その財政状況に鑑みて、国なども適切な補助金を出せという、そういったようなことについて附帯として決議されたというものでございます。多分このお話をされているのかなということで、我々考えているところでございます。また、今お話のございました麴町区でございますが、麴町区においては特に、麴町、あと番町地区、こちらについてはいわゆる住居表

示未実施ということになっておりますが、当時、やはり大きく議論になったということは我々把握しております。ただし、やはり番町という名称が、比較的、一番町、二番町、三番町、さらにもちろん麴町というそれぞれの地名が由緒正しいということで、改めて町名、地番が変更になることについてのご懸念が非常に地域の方で多かったということを前提に、こちらについては住居表示が未実施のままであると。今においても住居表示は未実施のままになっているということで我々は把握しているところでございます。

山口会長

- よろしいでしょうか。

委員

- それは理解しました。

山口会長

- ●様、よろしいでしょうか。今の。

説明者

- 時間がないから一言追加させてお話しさせていただきたいのですが、私も冒頭申しましたように、千代田区を愛しています。それからまちを愛しています。町会では、いろいろな年間を通して活動しております。防犯、防災、交通安全はもとより、千代田区の何と申しましょうか、支えるような活動もしておりますし、まちをきれいにする活動もやっております。とりわけそういう中で、お祭りというのがまちが一番燃えるときなのですよね。どうも日枝神社のほうが江戸で一番古いようなのですが、お祭りとしてはね。三崎町は三崎神社の祭りがありますし、私どもは神田祭がございます。そういう中で、お祭りをやっていると、一族郎党がお祭りのときにはやって参ります。それを楽しみにして、お祭りを楽しみにして、生活しているという方々も大勢いらっしゃるのですよね。だから私はそういう、我がまちでお祭り、みこしを担ぐようになったのは多分明治時代からでしょうけれども、それでもやはり120～130年以上の歴史があるかと思えます。江戸時代は私どものまちは旗本のお侍さんが多かったようでありますから、むしろ神田祭の警備に赴

いていたというふうに理解しているのですけれどもね、明治に入ってから庶民のまちになって、お祭り好きがふえてお祭りが盛り上がるというような、そういうことも大事にしていきたいというふうに思っております。

山口会長

- ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

委員

- 私は存じ上げているのですが、3町会の町会名というのをそれぞれお答えいただけますか。それぞれ3町会のお名前を。

説明者

- 神田猿楽町町会です。町会名でしょう。

委員

- そうです。

説明者

- 神田三崎町町会です。

説明者

- うち、神田はついておりません。一丁目町会でございます。

委員

- 皆さん、多分、任意団体ということで、それぞれ町会の中で恐らくお決めになったのですよね。

説明者

- これは総会に諮って決めています。規約改正が伴いますから。

委員

- そういふことですね。今は学区域がなくなりましたが、それまでは今、最寄りの中学校が神田一橋中学校、それぞれ各町会が所属する消防団は神田消防団、お世話になるのは神田警察と。どうしても神田がついて回るので、そういうお気持ちというのは、私も当該町会に所属しておるのですが、そういう思いというのはどうしても出てくるのだろうというふうに思っております。

山口会長

- ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

委員

- 万世橋町会の●でございます。うちの町会は外神田というように住居表示が変わっております。けれども、お祭りのときに関しては、それぞれ神田旅籠町、神田末広町という、神田をつけた名前を表に出しております。本来ですと、万世橋地区に関しても、旧町名のままで行きたかったのですけれども、上からのお達しで外神田だというふうに押しつけられたような気がしております。ほかの神田のついているところは逃げ得ではないかなとちょっと感じておりますけれども、そんなことでございます。

山口会長

- ほか、いかがでしょうか。

委員

- この話とちょっと外れるかと思うのですが、住居表示のときに、神田冠称はしないということが決まったわけですね。番町、麴町については、番町、麴町を外すという、そういう何か話はあったのでしょうか。

山口会長

- わかるでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 申しわけありません。今我々のほうでは把握しておりません。

山口会長

- ちょっと今の時点では把握をしていないという形ですね。

委員

- 本筋から外れるかもしれませんが、変えてほしいとおっしゃる皆さんのお話はよくわかりましたが、反対する方が、やはり住民の中でも何人もいらっしゃいましたよね。その方々の意見というのはお聞きする機会はあるのですか。

山口会長

- この後。

委員

- この後？ 分けてやっている？ わかりました。

山口会長

- ほかよろしいでしょうか。そろそろお時間のほうも次、慎重な対応をという方々のご意見も聞こうということでもありますので。それでちょっと確認しておきたいのですけれども、先ほど●委員が言われたように、1つ、まさに神田冠称という、神田の冠をつけてもらいたいという熱い思いが理解できた。けれども、例えば、そうなるときの移行期間といいますか、それはやはり慎重な声を求める方々の、例えばコストだとか、そういうものも含めた中での移行期間の中で吸収できるものは吸収していく必要もあるのではないかとということで、その辺に関してはいかがでしょうか。

説明者

- 具体的な中身が、一定の猶予期間でしょうかと私言いましたけれども、それはやっぱり必要だろうと思います。印刷物は消化してしまうとか、社判を使った後に新しくつくるとか、そういう一定の期間はあってもいいのではないかというふうには思います。

山口会長

- わかりました。それでは、1時間くらいなのですからけれども、皆様方のご意見を伺ったと。今後の審議のぜひ参考にさせていただきたいと思えます。それでは大変お忙しい時期にお越しいただきました。ありがとうございました。事務局のほうで。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、次にいわゆる慎重派の方からのご意見を伺うことになっておりますので、時間的に15分程度、3時10分目途で再開という形にさせていただければと思えますので、それまでよろしく願いできますでしょうか。

山口会長

- それでは皆様方、どうもありがとうございました。

(休 憩)

山口会長

- それでは休憩に引き続き、審議会のほうを再開させていただきたいと思えます。ただいま、慎重な対応を求める方々のご入室をしていただきました。事務局のほうからご紹介をお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、続きまして、三崎町、猿楽町の神田冠称復活について慎重な対応を求める、猿楽町・三崎町町名変更反対の会の方々よりご意見を伺

います。出席者のお名前のみご紹介させていただきます。なお、資料をご提出いただきましたので、ただいまの間に配らせていただきましたので、ございますでしょうか。こちらの資料でございます。

—反対の立場の方 出席者紹介—

説明者

- 私たちにも資料をいただけますか。

森永コミュニティ振興課長

- この資料でございます。では、よろしく願いいたします。

山口会長

- ありがとうございます。私は千代田区住居表示審議会の会長をしております、山口と申します。本日は年末の大変お忙しい中、当審議会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。今回皆様方に起こしいたいただきましたのは、地域の方々から直接当審議会におきまして、ご意見を伺いながら、今後の審議をしていく上での、参考にさせていただきたいという趣旨でお集まりいただいたわけでございます。よろしく願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- 本日ににつきましては、議事録作成のため、議事内容を録音させていただいております。本日の質疑内容は発言者などは伏せた上で、区のホームページで公表させていただくこととなりますので、ご了承いただければと思います。

山口会長

- よろしく願いいたします。それでは、慎重な対応を求める皆様方からの率直なご意見の方を伺えればと思います。よろしく願いいたします。どなたからでも結構ですので。

説明者

- ●と申します。では、手続上の問題について発言をさせていただきます。最初に申し上げますが、猿楽町も三崎町も「住居表示法（住居表示に関する法律）」に基づき、既に住居表示実施地区でございます。なのになぜ、「神田〇〇町」という住居表示未実施地区の町名のごとく、変更するように問題視されるのか、全く納得できません。お手持ちの資料をごらんいただきながらお聞きください。平成25年11月25日付千代田区住居表示審議会、会議次第の11ページ、平成19年8月1日付中間答申要旨には、町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていること、町名の変更のみのため社会的混乱が少ないこと等から、神田冠称実施に向けて取り組むことが望ましいとうたわれておりますが、私たち住民は町会費を納めているにもかかわらず、この件は全く知らされておりました。私たちが知ったのは中間答申が済んだ後の、平成19年10月半ばにポストに投函されていたA4サイズ1枚に、この資料のめくったすぐのところにありますけれども、神田三崎町町会長、三崎町一丁目町会長、神田猿楽町町会長の3名のお名前が記載された、「町名変更にご理解、ご協力をお願いします」とうたわれた用紙を見て、町名が変わるおそれがあると初めて知ったわけです。次のページになりますが、なお、それ以前の第1回、平成18年3月15日付の住居表示検討懇談会会議録の3ページの12行目にも、委員が住民はほとんどが、99%が神田が欲しいのだということで賛成しておりますと誤りの発言をしておられまし、同様に第2回、平成18年8月9日付、10ページ7行目になります。係長の発言の箇所ですが、「三崎町、猿楽町の地域の人たちは100%近い全員が神田冠称を望んでいるのだよと言ったことで私のほうで引用させていただきました」と、住民に真意を確かめるためのアンケート調査もせず、うのみにして発言されておられます。私たちは先ほど申し上げましたように、平成19年10月半ばにポストに投函されたA4、1枚で町名が変わるおそれがあると知り、慌てて町名変更反対の署名集めを、猿楽町・三崎町で行いましたが、行った先々で、この事態を知らない方が大変多く、住所が安易に変更されたら困るから変わらないように頑張ってもらいたいと、2カ月半の間に1,481名の反対署名が集まったわけです。これが中間答申まで進んでしまった不平等のいきさつで、私たちはこの件も問題にしております。では、次に神田冠称に関する住民意向調査として行われたアンケートについてですが、このアンケートにも瑕疵があると思っております。ナンバー3のページをご参照ください。ここに神田冠称に関する住民意向調査の集計結果についての資料がございますが、実施されましたのが、平成24年2月15日から27日で、あれから1年10カ月も経過した今、このアンケートの結果は古いのではないのでしょうか。新たに居住された方も多く、区

役所は今の住民の動向はどうなっているかを再度調べる必要があると考えます。さらに申し上げるなら、千代田区の場合は企業もまちを構成している一員であり、納税者としても千代田区に貢献しているわけですから、企業も含めての意向調査をするべきなのが常識と考えます。この件は何度も以前から区に対し要望しておりますが、いまだに実現されておりません。また、前回11月25日に行われました、住居表示審議会での森永課長様の発言した考え方とは異なり、私たちは回収率が51.9%について、回答していない48.1%の意向が明確ではないと危惧しております。なぜなら、住民意向調査の調査期間中にもかかわらず、回答を出す前にアンケートのご回答のご協力をいただきありがとうございましたとの旨のお礼のはがき各家に到着したからです。中にはこれで終了なのかと勘違いして回答しなかった人もいないのでしょうか。町名が変わるかもしれないという重要な事実を、この回収率で安易に判断されるのは大変おかしいと思います。また、回答した結果の数字もほぼ均衡しているわけで、決定的な数字とはならないというのが常識的な見方です。そのため、このアンケートには欠陥があると思います。このアンケートではあまりにも根拠が脆弱で、このまま認めるということは無理があるのではないのでしょうか。拙速にやらなくてはならない手順、手続を経ず、強引に神田をつけようとする理由がわからないので、納得いく説明をいただきたいものです。再度、猿楽町・三崎町の住民、並びに全ての企業を含むアンケートのとり直しをすべきだ考えています。これが陳情反対の一要因ですが、どう考えておられますでしょうか。私からの質問は以上です。

山口会長

- ●様、ありがとうございました。まずは、ご意見、皆様方からいただければと思います。ほかの皆様方いかがでしょうか。

説明者

- 私たちのことですか。

山口会長

- 大変失礼いたしました。今回ご意見を賜るということで、4名の方に来ていただいておりますので、ほかのその4名の方の中で、今、●様以外の方でご意見があれば。

説明者

- 私たちがまとめた内容でございますので。

山口会長

- わかりました。それでよろしいですか。補足だとかそういうのはよろしいでしょうか。

説明者

- ございません。

山口会長

- わかりました。今回ちょっと忌憚のない……。

説明者

- ちょっと順番で発言したいと思っていますので、その次の発言という形で進められればと思っているのですが。

山口会長

- と申しますのは。

説明者

- というのは、今、第1段階という感じなのです。

山口会長

- そうですか。

説明者

- 次、●が発言させていただきます。よろしいですか。

山口会長

- ええ、結構です。こういう形とか、そういうのは決めているわけではなくて、忌憚のないご意見を言っていたらということ。

説明者

- わかりました。次は実態的問題です。猿楽町は昭和44年4月1日に猿楽町に戻し、既に44年経過しており、三崎町も昭和42年4月1日に三崎町に戻し、46年経過しております。明治5年からのトータルでは猿楽町は119年間、三崎町は121年間、この町名で定着しております。これはナンバー6の年表をご参照ください。現在の猿楽町ばかりでなく、神保町、小川町、西神田、三崎町の一部を含み、表猿楽町、裏猿楽町、中猿楽町と呼ばれていました。最も重要な問題は江戸時代は、この猿楽町も三崎町も、ともに大名屋敷であり、大名、旗本、武士などが居住されており、武家が軒を連ねていました。ナンバー7の安政3年の猿楽町かいわいの地図をご参照ください。当時の大名の方々のお名前が明確に記載されております。また、神田の語源は神社にお供えをするお供え物をつくる田畑という意味ですから、大名や旗本、武士などが住まわれていた武家屋敷であった猿楽町・三崎町の地の上に田畑という意味の神田を載せるのは、歴史を大事に考えない行為であると言えます。あわせてナンバー8の猿楽町の地名の由来を載せておりますので、後でご参照くださいませ。次に、ナンバー9のページをご参照ください。このページは本年12月3日にTOKYO MXテレビニュースで放映されたときの写真です。町名変更推進派の猿楽町町会の名前は消されていませんね。大丈夫ですね。●が自信を持って発言された言葉ですが、「歴史と文化を大事にしようという千代田区の方針もある」とおっしゃっています。私たち、町名変更反対派は日本の法律の現行の住居表示法に基づき、猿楽町・三崎町が神田を外したことこそが千代田区の方針だと考えております。質問させてください。現時点での、「住居表示法」に基づいた住居表示につき、千代田区の方針はどうなっているかを改めて教えてください。山口副区長様でも結構ですので、お答えください。

山口会長

- 事務局のほう、大丈夫ですか。

森永コミュニティ振興課長

- はい。では、お2人のご質問に関して、概略でございますが、申し上げます。まず、●様のご質問にあった、いわゆる当初の、今回の資料で申し上げますと、前回の資料11ページでございます。住居表示検討懇談会中間答申というものの、こちらを基準にご説明をいただいておりますが、町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていること。町名の変更のみのため社会的混乱が少ないことなどから、神田冠称実施に向け取り組むことが望ましいということに関して、当初、これは地域の中で皆さん共通の認識ではなかったというようなお話がございました。こちらにつきましては、当時の状況で申し上げますと、その前に推進の方から1,000を超える署名をいただいているという状況がございました。それを前提に我々検討懇談会にかけてきたということもございまして、その中で多数の住民の合意というものが、ある程度前提にあったという我々の認識のもとで、この検討懇談会が進められてきたということをご了解いただければと思います。その上で、あともう1点、この資料の中で申し上げますと、13ページでございます。三崎町・猿楽町の神田冠称に関する住民意向調査というもので、賛成、反対、それぞれあるけれども、いわゆるこれが時期として古いのではないかと。あと、企業的意思を確認していないではないか。あと、回収率が半数程度におさまっていると。50%程度におさまっているということについて、これは住民の意識として採用することに問題があるのではないかとというご指摘でございます。こちらについて、古いというお話に関しては、やはり時期としては昨年2月15日ということで、もちろん、これ以降、1年以内の中で人口の変動、その他意識の変化などもあったかと考えますが、今、現状のデータとして、我々はこれを持っているものが最新と考えております。また、企業的意思をということでございますが、当時、実は企業的意思確認というような考えも我々はございましたが、千代田区においては、先日もご説明しましたが、企業の数、住所、そういったものを把握するすべがございません。ということで、我々は経済センサスですとか、そういった国の調査に基づくデータ、相対的なデータでしか持っていないという状況がございましたので、こちらについては、住民の意向を調査するというのを、まず先行して考えていたということでございます。また、回収率というものでございますが、回収率100%というものが本来、目指すべきものなのでございますが、やはり、このアンケートという類いのもの、特に無償でのアンケートというものに関して是比较的、どうしても率が低い。前回ご説明しましたが、例えば、

区がやっている世論調査、そういったものでも3割程度が限界です。実際に、大学などの研究によると、無償でのアンケートですと、大体1割程度が戻ってくるのが限度ではないかというような話もございました。その中で5割ということですから、一定程度のご関心はあったのではないかと、我々は考えております。今、先ほどのお話の中で、アンケートに関して、アンケートのご協力ありがとうございましたというようなものが届いて、それで終わってしまったというふうなご認識があったということが仮にあったとすれば、我々のほうとしても非常に問題だと思っております。ただ、その時期に我々が送付したのは、実はアンケート回収ありがとうございましたとございます。ただし、送られていない方はぜひ送ってくださいということで、回収率を上げるための努力として送付したものでございますので、そういった勘違いが仮にあったとしたら、我々のほうとして非常に残念だと認識しているものでございます。こちらにつきましては、今、非常に重要なご意見と我々は考えております。また区としての考えという、●様からのお話でございますが、区としては、まず、こちらの神田冠称を実施する、しないということについて、我々のほうが1つの大きな方針を立てているものではございません。くれぐれも神田冠称に関しては、推進派の思い、逆に慎重派のお考え、そういったものが総合的に相入れない状況にあるということ、我々は認識しております。その中で、どのようにしていけば、地域の方にご理解をいただきながら、区の進むべき方向が探れるのかということ、我々は大前提として考えておりますので、今の段階で、こちらが何らかの方針を持っているというものではないということをご理解いただければと考えております。以上になります。

説明者

- 先ほど続きを私からまた申し上げますが。日本は法治国家です。町名変更推進派の責任者である●氏は、住居表示に対し歴史と文化を大事にしようという千代田区の方針もあるということに対しては、今の森永課長様のお話によると、千代田区はそういう方針も持っていないということで、町会にそのように発言してくれというようなことも申し上げていないというふうに、私は今、解釈しましたけれども。公共の電波を用い、猿樂町町会の発言は明らかに千代田区の方針であるような発言をされております。これというのは、あくまでも間違っているというふうに、私は判断するので、結局、こういうことを千代田区として申し上げていないということ、町会長という肩書をお持ちの方があのようなことをおっしゃっているわけですから、公共の電波を使い、あの言葉は千代田区としては発言していないというようなこともおっしゃっていただきたいと私は願っております。それから……。

森永コミュニティ振興課長

- ちょっとよろしいでしょうか。

説明者

- はい。

森永コミュニティ振興課長

- 今のお話の中で、千代田区が歴史と文化について、1つの方針を立てていないということではないです。千代田区においては、千代田区のその歴史というのは、それこそ江戸から続く非常に深い歴史がございます。さらにそれに根づいたその文化というものが、非常に各地域に根づいているということ。これは区として何より最重点として考えなければならぬと考えていること、これ自体は我々全く揺るぎはございません。それについて、我々のほうとしては歴史文化というものに着目して、さまざまな取り組みを、今、現状も進めておりますし、今後も進めてまいりたいと考えております。ですから、それ自体を我々は否定しているものではないということをご理解ください。

説明者

- そうすると、日本の法律の「住居表示法」ということは軽く考えているわけですか。それが大前提ではありませんか。法律ですよ。それを曲げて今、おっしゃっていることのほうが優先ですか。

森永コミュニティ振興課長

- 我々はそういうふうに申し上げているわけではないので、申しわけありません。我々、区としては歴史と文化を重要視していると。さらに「住居表示法」に関しては、今、現状生きている法律ということになります。先ほどもこの委員の方にはご説明したのですが、それぞれの地域の方のご意見、お考えに基づいて、これからも動いてくる。例えば、番町地域ですとか麴町、もしくは旧神田区においてもさまざまな地域で、住居表示がなされていないところがございます。そういったところに関してもその法の趣旨というものが大前提としながらも、やはりその地域の方のご意見、お考え、そういったものをこれからも最優先に我々は考え

ていきたいと思っておりますので、法律が云々、例えば罰則があるとか、そういうことでもございませんので、あくまでも国が進めている法律というものは大前提としながらも、この住居表示に関して、我々のほうとして地域の方のご意見というのを何より重要視していきたいと考えているということについては、1つの方針として整理されているものでございます。

説明者

- ということは、住居表示の仕方を変えたくないという反対派の考え方も重要視していただけるという考え方をお持ちということですね。

森永コミュニティ振興課長

- はい。もちろん、我々のほうとしては推進、反対というか慎重ということで、それぞれのご意見というものをきちんと賜っていきたくと考えて、まさにこの住居表示審議会を開催させていただいた理由の最大の1つとしては、それぞれのご意見をきちんとした形で把握してまいりたいということで、今回、この会議を設置させていただいているものでございます。

説明者

- また、ちょっと続きがありますので。歴史と文化を重要視していただくためにも、猿楽町・三崎町の地の上に、神田の名前をつけないことが正しい歴史と文化を伝承すると解釈するものです。そのため、我々、猿楽町・三崎町町名変更の反対の会、代表として、TOKYO MXテレビで、猿楽町と三崎町の正しい歴史を伝えたいために、私、●もテレビ上で発言させていただきました。住居表示に関しては、行政区の変更に住民並びに企業が翻弄されて正当性がないわけで、我々は行政の言うことに従ったのは事実です。昭和33年当時の住居表示審議会の資料では、神田・猿楽町は神保町六丁目になる案があり、三崎町は西神田という町名になる案がありました。これは先ほどこの審議会の冒頭の資料でもおっしゃっていたとおりなのですが、当時の猿楽町担当の住居表示審議会の委員であった●さんのご息様が当時の様子をご存じでおられるため、今日はお出席いただいております。●さんには、この後で発言していただきますが、当時の資料を拝見しても、猿楽町は歴史上、武家屋敷があった由緒ある地名だから、猿楽町という地名がなくなるのはしのびないとし、

千代田区猿楽町になると発言され、ゆくゆく問題が起こらないようにと、猿楽町地区の決を採り、住居表示審議会に申し出て署名捺印し、昭和44年4月1日より町名変更実施をした経緯があります。三崎町も同様な理由で、昭和42年4月1日から実施しました。我々は立派な歴史のある先人の地をもっと大事にすべきで、地名は文化に反映しているものと考えており、そのため、猿楽町・三崎町に神田をつけるのは大反対なのです。私たち町名変更反対の会としては、千代田区民としての誇りを持っています。日本国内でも第1級の都市である国会議事堂もあり、皇居もあるこの千代田区なのですから、千代田区議会も、区役所も、千代田区全体を捉え、今後、どのように千代田区を繁栄、発展させるかというグローバルな観点から物事を捉えるようにしていただきたいと思います。これが私の意見です。次は●さん、お願いいたします。

説明者

- ●でございます。猿楽町二丁目1番地に住んでおります。今のお話、つまり、私の父が町会の役員であった時分のことを申し上げるということですね。この案内が確かにありまして、その中には読みづらい町名を変えるというようなことも書いてありまして、その例として、猿楽町という名前も明らかに記入と言いますか、あったのです。それから、町会の当時の役員は、今は全て亡くなられてまして、考えてみれば、私の父を含めて、生きていれば110幾つかの方々ばかりですから……、いや、これは。おっしゃることに従うということで、鋭意猿楽町から変更するというような考えで進めたわけですが、当時の町会のメンバーは、やはり猿楽町がいいと。一応、猿楽町から神保町に変えられたと言いますか、既に変わった町名があったわけですし、それに準じるのかなという意向でした。しかし、ほかの町名でもいいというような区の方針であるので、いろいろ苦労して考えたようですが、やはり猿楽町しかないということをお願いしたと。これは神保町の一丁目から三丁目までの偶数、奇数番地、そういったようなことも関連した中の1つだと思いますが。私としては、猿楽町をそのまま残したということが大変よかったと思っております。今の会長のお話はその辺のいきさつを話せということだったと思いますが、当時の役員の方々は猿楽町を変えるということと、変えろということが上のと言いますか、至上命題だということで、大変それについてああこうだと悩んでおりましたね。皆さん、本当にそうでした。苦労なさったようです。結果、区のほうも了解して猿楽町を残していただき、そのままやったわけです。そして、今にして思えば、千代田区猿楽町という町名は本当に美しい、いい町名だと思いますね。そこへ神田というものを加える必要はないのではないかと思います。神田を加え

なくても、千代田区猿楽町は立派に日本中で通ると思います。考えてみますと、住居表示という大命題のもとに、合区した場合は旧区名をなくすということもあったのではないかと思います。いまだに隣の中央区などを見ますと、神田の隣ですから、岩本町の隣でも日本橋という名前をつけておりますが、誰があそこを日本橋と思いますかね。あそこと言うと語弊がありますが。そういうことです。地方の方がお見えになって神田駅で降りて、えらい苦労したという方が私ばかりではなくて、あの会合でそうおっしゃる方が結構いたので驚きましたね。やっぱり地方の方は、神田といえば、その名前がついたところへ降りるようです。私としては、昔から通っています千代田区猿楽町、これに尽きると思って、ぜひぜひ残していただきたいと思います。そんなところですかね。まだ申し上げることもございますが、時間をとってもあれでございますので、ここでやめさせてもらいます。

山口会長

- ありがとうございます。●様はいかがでしょう。

説明者

- では、経済的被害について。中小零細企業の多くは住民と全く同じであり、神田冠称の反対に対して発言権があるのは、納税者として企業の権利だと思います。千代田区のほうでは、事業所は把握していないというふうにおっしゃっていましたが、これの前のときの資料の6ページなんかでは、事業所数というのを記載されていますね。これは千代田区としてのあれではないということですか。

森永コミュニティ振興課長

- それはいわゆる国の調査で、経済センサスというもので、エリアに基づいて、そのエリアにそれぞれの数ということで我々、把握しているものでございますので、ですから、まず、時期的にこれは平成24年の経済センサス、国の調査ということになりますし、例えば住民であれば、我々、必ず基本台帳を持っていますので、その台帳に基づいて、個別にその人が誰なのか、何歳なのかということも全部わかるのですが、法人に関しては、我々、把握するすべがないという状況になります。ですから、この経済センサスで、我々が今回、例えば企業に対してお伺いする、その意向を聞くというような状況が仮に発生した場合には、それぞれに訪問

してお話を伺うですとか、例えば、そこが本社なのかどうなのか、そういったことも我々はわかりませんので、そういった状況について、まず綿密に把握していくというような作業も入ってくるかなと考えております。

説明者

- それは、役所としてはやらないということですか、そういうことは。

森永コミュニティ振興課長

- いえいえ、それについてやらないということではなくて、今、現状として、仮にやるとしたら、そのぐらいのプロセスが必要になるということになります。

説明者

- 私のほうもいろいろ調べると、恐らくこの時点の年代と多少のずれがあるかもわかりませんが、猿樂町、三崎町を合わせた企業数としては1,400社ほどあり、従業員数としては2万数千人、恐らくいるのだらうというふうに思っているのですが、平成25年11月25日付、千代田区コミュニティ振興課の参考資料に記載された事業所に関する事、いわゆる住居変更による手続の官公庁に届け出するもののみという形なのですが、この書類作成にかかわる費用、弁護士費用、司法書士、弁理士、行政書士、社会保険労務士等に支払う費用及び届出に関わる時間と人的費用が全く考慮されていないと。そういうことではいいわけですよ。

森永コミュニティ振興課長

- こちらに関しましては、我々のほうとしては、それぞれの企業の体制ですとか、そういったものに影響されるものをコストとして算段することはできません。例えば大企業であれば、今のような作業については、全部その社員の中でできるというケースもありますし、例えば、中小であれば、そういったことについて、別途委託してという状況も出てくるかもしれません。また、例えば印刷物や判こというものについても、やはり実施するタイミングというものに依じて、例えば、あした実施するというふうになれば、それこそ印刷物を全て更新しなければならないとい

うこととなりますが、それを一定の期間置くとなると、そのコストもそれぞれ算段が違って来るだろうと考えまして、ここについて、いわゆるコストというものについて、今、実は我々が把握している数字としては、実際、これは以前、お茶の水小学校で実施した懇談会という中で、数百万円かかるというような話を、その企業の方からいただいているという状況がございます。そういったようなデータもその算段が、それぞれの企業の大きさですとか、そういったものによっても大きく差が出て来るだろうということで、今それについて、どのくらいコストがかかるかを算定できない状況で、この中の資料からは抜いているということになります。

説明者

- 表の中でいくと、そういうものを表示させないということは、経済的負担の多い届出書類以外のものが何ら記載されていないということは、企業の負担を軽く見せようとしているのではないかなという気がするのですが。疑念が残っています、そういう意味で。景気の悪いこの時代に、企業にとっては神田冠称の実施がなければ全く出費する必要のない損害費用です。猿楽町、三崎町の企業の町名変更反対の署名をもらいに行った際も、多くの出版社がありました。住所が変わってしまった場合、今まで発行した本の奥付がすべて古いものになってしまうと怒りだし、町名が変わらないように頑張ってもらいたいと、社長、社員からも多くの署名をいただきました。本の巻末に印刷されている奥付は、その出版社の住所、連絡先等が記載されています。定価を抑えるために1冊の本をつくる際には、最低何千冊かの単位の印刷を一度に制作、ストックしておき、注文があると出荷するという仕事だから、結局、在庫として残っている状態だと思います。平成25年11月25日に配付された参考資料に記載されている事業所の表以外にも、特許申請をしている企業、それから国家資格を有する免許証の住居変更、これなんか、僕なんかは一級建築士の免許を持っていますが、これも住所の変更があれば届出を義務づけられていますので、そういうものも出てくると。また、事業案内のパンフレット、チラシ、封筒、名刺、レターヘッド、ゴム印等の原稿訂正及びつくり直しの費用、それから、昨今では当然、インターネットサービスを利用している先への住所変更の届け、ホームページの書きかえ等。また通信用電話に登録された住所の訂正、顧客や仕入れ先、外注先に対する住居表示の変更の案内書作成に関わる費用及び郵便代。住所を明記した看板等の製作費用。これにかかわる人件費等、経済的には大きな負担がかかってくると思います。もし、区が神田冠称を実施した場合に、猿楽町、三崎町で事業を営む中小企業零細企業としては、地名変更によ

る経済的被害を、区に対して損害賠償請求を起こす予定をしておりますけれども、企業が集中してこの訴訟をする場合は、どこの部署が受け、その費用もかかると思われますが、そういう予算、それらも当然試算していただけますか。

森永コミュニティ振興課長

- まず、今のお話の中で、この前提として、先日、こちらのカラーの資料でご説明しているものについては、こちらは代表事例ということで整理しております。参考資料ということで、資料3、こちらの青い表紙のものです。31ページ以下なのですが、こちらについて、我々が想定される製図的なもの、こちらについては可能な限り網羅することを前提に整理しております。実はこちらについては、それぞれの項目を全て我々は調査しまして、とある市で住居表示を直近で実施した事例がございました。その際の事例を前提に、行政側からそれぞれの市民に対して説明している資料、そういったものを前提に、我々もどこまで網羅できるかという形で調査をして、可能な限り網羅を前提に、我々として調査は実施しているものでございます。ですからこちらについて、我々のほうとしては、もちろんこれ以外に何らかの形でさまざまな影響が出るかもしれません。そういったものについては、ある意味、特殊事例ということで、逆に実施をした場合にですが、問い合わせがあったときに逐次対応していくことができるのかなと考えているものでございます。もう1点、こちらの費用の問題でございます。先ほど申し上げたように数百万円というような話が仮に実施した場合出ると。そのときに、まず窓口はどこになるのかということになります。窓口というのは基本的に区の中で、例えば、訴訟ということになれば、こちらについては政策経営部がそういった管理部門を担っておりますので、そういったところが窓口になるのか。もしくは我々区民生活部が事業所管部ですから、そちらが所管になるのか。こちらについては今、具体的にこちらになるということとはなかなか申し上げることはできません。まだ実施する、しないとか決まっておりますので、その中で訴訟を受ける、それについては案件ごとに応じて、我々としては所管部署が受けるのか、それとも法的管理をしている部門が受けるのか、そういったことについては、状況に応じて逐次対応していくという状況になりますので、今こちらでは具体的にご説明できないことはご容赦ください。その上でコストという面でございます。コストに関しては、我々は仮に実施した場合の費用負担というものがあると。では、その費用負担というものがどのくらい出るのか。そういったときに、それがどれくらいあれば緩和できるのか。そういったことについての検証は、やはり実施をすることが具体的の方針として明確に決

まった場合には、そういったものについても算定していくことが必要だと思いますが、今の段階では、先ほど申し上げたとおり、三崎町、猿楽町の企業という中には、例えばそれぞれ自社ビルを持って、数百人、数千単位で働いている企業もあれば、逆にそれぞれのマンションの一室で事業を行っている企業もございます。またその事業の形態に応じてそれぞれ、例えば名刺を印刷がえするだけでいいという状況もあれば、逆に例えばポスターから、企業の印刷しているもの全てを変えなくてはいけないという状況もあります。ですから、それもケース・バイ・ケースということになってしまいますので、一定の基準というものはできるかもしれませんが、我々のほうとしては、今の段階では算定していないという状況になります。説明は以上になります。

山口会長

- よろしいでしょうか。

説明者

- 最後に私、ちょっと一言申し上げます。現時点では調査中なため、固有名詞は伏せさせていただきますが、日にちは9月半ば過ぎだと思います。たまたまこちらに来る用事があり、そのときに私は、住居変更推進派の町会長の幹部の方々と、区役所の幹部の方々が一緒におられた姿を偶然拝見しました。そのときは、その場面だけを拝見しましたが、それ以降の10月17日付で、神田冠称復活の早期実現を求める要望書が提出されておられます。その要望書を提出したこのメンバーに、過日、私がお見かけした方々が並んでおられるではありませんか。本年、11月15日の千代田区議会生活福祉委員会の正副委員長が、私たち猿楽町・三崎町町名変更反対の会との懇談を開いていただいた後に、神田冠称推進派様との懇談を開いたことは存じ上げております。これは平等に扱うという意味ですから納得がいきます。しかし、これとは先ほどの事情は異なります。私たち猿楽町・三崎町町名変更反対の会は、区役所の幹部の方々とお打ち合わせをしたことは一度もありません。この事態で、私たちは区が神田冠称復活推進派の要望書作成や提出に対し、町会長様側に示唆並びに関与しているのではないかと疑わざるを得ません。区役所の幹部が町会長に働きかけをして、神田冠称復活の早期実現を求める要望書を提出されたといううわさを耳にしたこともあります。本来、区役所の職員は、区民に対し平等な立場で対処しなければならぬはずで、もう少しいろいろ詳しい事情を調べた上、これが立証できれば、我々は住民監査請求を起こすことも考えております。以上です。

山口会長

- よろしいですか。

説明者

- はい。

山口会長

- どうぞ。

説明者

- 私は石川区長を尊敬しております。なぜかという、初めいらしたときに、喫煙のことに関して断固とした、たばこの好きな方はたくさんいらっしゃるのによくやられたなと思って、それだけでも大したものだと思っておりました。それで、ついこの間ですか、公園における喫煙をこれからやめさせるというふうなところまで決められたようですが、私は元来、たばこを吸いませんから、そういう件に関してはあまり発言はしないといえますか、強く申し上げませんが、そういうことを決められる区長さんなもので、このまま決められると、甚だ納得しません。民主主義の原則で多数決ということになりますが、例えば今回の問題に関しましても、去年の10月30日ですか、学校でやった。

説明者

- そうです。

説明者

- あれが私は第1回だと思っておりました。●さんに道端でお会いしたときは、それから何年、2～3年は前にこのような話を聞きました。それで私は当然、それは困るな、反対だというふうに申し上げたのですが、その間に、区のご意向はどうだかよく知らないのですが、町会としては何回かそのことに関して会合といいますか、集まりのついでであるかはわかりませんが、話し合いをなさっているのですね。だから、町会の役員、あるいは関連してよくお出になる方々は賛成の方向で来ているわけ

ですが、我々一般の町民は、そういう話を全然知らないわけなのです。それが突然といいますか、今年の10月30日か31日でした。案内がありまして、お茶の水小学校の講堂でお話を伺ったのですが、それでいろいろ私も意見といいますか、感情を述べました。私の申し上げていることは、情感の問題に過ぎないのですが、やっぱり大事なことで、あえて強く神田をつけることを反対いたしますが、このままの状態で決められたら、また幾ら多数決の世の中とはいえ、まことに腑に落ちないという感じしております。もっと話し合いといいますか、町会全体の会合を持つべきなのですが、本当に1回で済ませては困ると思ひまして、その場でもこれを第1回の会として、あと続けてくれとお願いしたのですが、そのままここまで来てしまったというのが現状です。ご明察の上、その辺の処置をよろしくお願ひしたいと思ひます。

山口会長

- ありがとうございます。ただいま4人の方々からいろいろなご意見、考え方をお聞きいたしました。意見交換ということで、何か委員の皆様方でありましたら。

委員

- いきなり抗議集会のような趣でびっくりしているのですけれども、ここにありますが、私は神田須田町二丁目町会というところの町会長です。神社にお供えする田畑の意味だと。そして畑をつけるのは歴史的に全く意味のないこと。その程度の理解なのですか、神田というものを。

説明者

- いやいや。

委員

- いやいや、それをちょっと、ここに書いてあることの確認です。

説明者

- 三崎町も猿樂町も武家屋敷だったわけです、大名とか旗本とか武士が住

んでいた。そこの上に神田がいいとか悪いとか言ってるのではないのですよ。歴史的に意味がないことということなのです。武家屋敷は武家屋敷、今言った、神社にお供えをするお供物をつくる田畑というのは、私は卑下しているわけではございませんよ。それと異質なものだという考え方なのです。ですから、武家屋敷の上に神田を載せるのは意味がないと言ったわけです。

委員

- これね、一問一答でけんかになってしまいますけれども、そういうふう
にこれ書いていませんよ。

説明者

- テレビの。

委員

- いやいや、テレビかどうかわかりません。武家屋敷だから、あなたのお
っしゃるようなことは書いていないのですよ、これ。

説明者

- 多分そのテロップに入りきらなかったのではないですか。

委員

- 違います。これね、まさに神田を上から目線でおっしゃっていますよ。
神田を。違います？

説明者

- 神田を上から目線って。

委員

- いや、僕は神田須田町二丁目町会長ですって言いましたよね。

説明者

- はい。

委員

- 神田について、こういう書かれ方をしているのです。これ余計なことでしょう。言わなくてもいいですよ。

説明者

- 余計ではありません。仏教を学んでいる方はご存じですよ。神田という字の、文字の語源がどういうところから来ているかということをご存じなはずです。

委員

- そらそら語源はそうでしょう。神田（しんでん）ですよ。神田ですから田畑に間違いありませんけれども、その武家屋敷にふさわしい猿樂町に、他の字をつけるのはふさわしくない、畑はよくない、こうおっしゃっている。

説明者

- 畑はよくないではないです。武家屋敷の上に載せるのは歴史的に意味がないことだという意味を言ってるわけです。別のものですから。

山口会長

- それぞれのご意見があろうと思います。ほかにご意見、もし意見交換ということでございましたら、いかがでしょうか。

委員

- 区議会の●と申します。前回のこの会議体の中で出されました陳情の5,600幾つでしたかね、大変なご苦勞をされたと思うのですが、この数字はすごいですねということで、分析をする必要があるというご意見があったのですが、先ほど行政のほうに聞いたら、それは使ってもらっては困るというお話をされたというのですが、理由はどのようなことでしょうか。

説明者

- 私どもは、陳情は千代田区議会のほうに提出したのです。署名をいただいたときに、その書く人も必死ですよ。みんなに公開されてしまうのではないかと。それから、先ほどの、千代田区で、正直言いまして、企業でお仕事をもらっている会社さんもあるわけですね。そうすると、自分たちの名前が出たことで不利になるのではないかという不安も皆さんお持ちなのですよ、本当のこと言いますと、署名をいただくときに。そのときに、大丈夫です、これは千代田区の議会に提出する、一部だけ提出いたしますと。そのときにも、公開か非公開かという取り決めをさせていただいたときに、お名前等はマジックで、今回のこういうように黒塗りをされるから、誰が書いたということは一切表に出ないから安心して書いてくださいということで、署名いただいている方たちとお約束をして、皆さん必死で書いてくださったということなのです。結局、正直言って、私も随分署名回りましたときに、お父様と息子様との、同じところでお仕事されている方が、署名なんかしたら村八分になるから書きやしないって言ったのですよ。そしたら息子さんがそうではないではないか、これは名前隠してくれるからって、親子げんか始まってしまったような次第なのですよ。私、今どき村八分という言葉があるのかなと思ったのですが、それでは、書類を置いてくから、後でお考えいただいて言ってください。私はこういうことでお約束したときには守るように努力いたしますし、今言ったように、千代田区議会のほうにもそのように申しますので、向こうはきっと約束を守ってくれるはずですからということで書いていただいたものですから、結局、一部だけ、あちらに提出させていただいたということで、あくまでも非公開ということ。どこの地域というようなことも。それから、数が多いのは、結局、千代田区ばかりではないです、確かに。私どもが、ふだん仕事はやっておりますけれども、頭の片隅で悩みがあるわけですよ。自分のとこの住所変わったら。住民でありながら仕事もやっていますので。悩みがあるものだから、こういう事情があつて困っているとかと言うと、どの会社さんも、偉い方と私、おかげさまで話させていただくチャンスがあるのですが、企業の

住所が安易に変わってしまったら大変だよねというようなこと、それでは僕たちも署名に参加させてもらえるのかと聞くから、「お願いします、ぜひ」と言ったら、では僕たちも、君たちというか、あなたたちの意見に賛同できる立場だから書かせてもらうよ。少し書類をお預かりすれば、うちの社員も手伝わせてあげるよというような、ありがたいご意見をいただきましたものですから、先ほどの千代田区ばかりではなく、仕事先の。皆さんたちもそうですよね。そういうような形でやらせていただいたということで少し数がふえましたけども、先ほど秘密主義にするわけではなく、あくまでもお約束した人たちに、私どもはあくまでも誠意を尽くすという、約束したことはたがえないという気持ちがあるものから、そういうように、この文書だけ読むと何ごとかと思うかもしれませんが、そういう約束事を私どもは最後まで守りたいというつもりをしておりますので、恐縮ですがご了解いただけますように、よろしく願いいたします。

委員

- 審議会の中でも閲覧は駄目だということ、この審議会の中でも約束違反になるので閲覧はさせないということですね。

説明者

- ただですね、私ども、今日はたまたま仕事をしている方もいまして、このメンバーしか出ておりませんが、今言った私たちの会の人に一度ご相談しまして、これは今、質問を受けているという形で、改めてお返事させていただくという形ではいかがですか。

委員

- 私は結構でございます。

説明者

- そうですか。では、そういうことで、よろしく申し上げます。

委員

- それともう1点。確かにですね、企業の方、事業者の方にとっては大変な手間も手数も、あるいは経済的にもお金もかかることですので、賛成派の方々はお願いをするしかないと思うのですね。もともとこのきっかけというのは、私たちは知らなかったということで反対をなさっているということだったのですが、改めてその賛成の方がお願いに上がるというところでも、ご理解はいただけませんか。

説明者

- 無理ですね。今、私どもが一生懸命発言したのが本当のところでございますので、ころころ気持ちが変わるようだったら、こういうところに出席して、時間を割いて、仕事をほったらかして発言するようなことはいたしませんので、気持ちは変わらない。

委員

- そうですか。

説明者

- 申しわけございません。

委員

- わかりました。

説明者

- ご期待に沿えませんで。

委員

- ……集計結果の賛成、どちらかといえば反対、反対というのは、この数字で、三崎町のほうは賛成が61.7%、反対が38。猿楽町さんのほうは168、150と、ほとんど拮抗しているに近いと思うのですよ。この

辺の差というのは、私もあるところから聞いて、猿楽町会さんでは、それほど変えたいという人は少ないですよとかいう話は聞いたのです。それは聞いたのですが、この辺の差が出てきたという理由に、何か町会に差が多少はあるのでしょうか、考え方があるのでしょうかね。全く猿楽町の方が反対、数字的に多いというだけで、三崎町と地域的な差というのはあるのでしょうか。ちょっとおかしな質問ですが。

説明者

- 住民の差があるかどうかということですか。

委員

- ええ、考え方に。いわゆる町会、2つ町会が冠称を今求めているけれども、三崎町さんのほうは非常に賛成意見が多いけれども、猿楽町さんのほうはそれほどでもないよというようなことを聞いたもので、この数字を見てちょっと質問したのですけれども、わからなければ結構ですが。

説明者

- ただ、私ちょっとね、1つこういう場で発言していいかどうか、正直言って悩んでいるのですが、私ども、今回このメンバーの中に、私どものあれの中に、三崎町関係の方もいらっしゃるのですが、結局、動いている最中に、最終的に署名をいただきたいとうときに、こちらの連絡先、署名が終わったから取りにきてくださいというようなこともありましたものですから、当然、私の名前とか、電話番号とか、住所等を書いてあったわけです。そうしたら、その方の個人名は私申し上げませんが、「てめえが●か。俺たちの縄張りを荒らすんじゃねえ」とかいう、ちょっと肩書きのおありの方でしたね。電話かけてきたときに、ご自分の名前を一方的に言わずに、私のところにバンバン、どこの生まれの骨かとか何とかということを書いて、一方的にワンワンワン言ってきたときに、失礼ですが、おたく様のお名前どちら様でしょうかと言ったときに、最後に言ったものですから、その方がお名前言ったものですから、そういう状況だったのですが。そういうことで、結局手分けして回っていたとしても、今言ったように私のほうは、なかなか、こういう事情とかもろもろの、今のお話と直接ずれていることがあるのですが、何か肩書きのおありの方が、そういうふうな圧力をかけて、おどしみたい電話をするのだなど。そういうような、何かびっくりしましたね、あれは。だか

ら、ちょっと今のこの質問とは違いますけれども、こちらはちょっと三崎町に手控えている部分も正直言ってありましたね。

山口会長

- 把握のほうは、そんなにはされていないということでよろしいでしょうか。

説明者

- はい。おっしゃるとおりです。

山口会長

- ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この後の審議会の運営等がございます。1時間ほどお時間をいただきまして、ご意見を伺わせていただきました。ほか、よろしいでしょうか。事務局、よろしいですか。

森永コミュニティ振興課長

- はい。

山口会長

- それでは本日、慎重な対応を求める方々、4名の方々に来ていただきまして、ただいまいろいろなご意見を賜りました。今後はですね、賛成の方、慎重な対応を求める方、あわせてご意見をいただいた中で、また当審議会の中で、審議の参考にさせていただきたいというふうに思います。本日は暮れの大変お忙しい中、ご足労願いまして、ありがとうございました。これをもってご意見をいただくということを終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

山口会長

- ただいま神田冠称の賛成の方、あるいは慎重な対応を求める方、それぞれご意見のほうを賜りました。委員の皆様方、いろいろこの聞いた中

でのことをご参考にされながら、ちょっと本日は両方の意見を聞いて、さらにこの段階で何をどう決めるということではなくて、皆様方の感想なり、ご意見をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

委員

- 今、賛成、推進の方、それから少し慎重なご意見の方、両方聞いてですね、幾つか整理する課題というのが見えてきたなと思っています。経済的な負担だとか、それから最初にこちらでおっしゃっていた手順とか手続、このあたりは多分、我々も含めて委員さんのほうも大体理解できると思うのですよね。今日の中で、●さんもおっしゃっていたけれども、神田を歴史的、文化的に見て、神田という冠をつけるということの理屈というか、歴史性、文化性に照らし合わせて適当かどうかということの、何か資料というか、私は神田駿河台が実は神田山だというふうに呼ばれていたというの、これは司馬遼太郎さんの『街道をゆく』の中の「神田界限」という中に神田のことがたくさん書いてあるのです、資料で。それで神田という地名の由来というの事も事細かに書いてありますし、非常に司馬さんも神田というものを愛していたというのとはすごくわかるのです。だから、僕は神田という冠をつけることについての、歴史的なものはあるのだろうなと思っていたのですけれども、今、●さんがおっしゃるには、神田というのが、実は歴史的に猿樂町につけるにはふさわしくない話というのは、実は初めて聞く説なのですよね。このあたりのところを、今日聞いても同じ答えが出るなと思ったのでお聞きしなかったのですけれども、何かもう少し学経の方から、この神田というものの由来等々、理屈として神田をつけるのがいいのか、悪いのかということの、そういう言い方にならないかもしれないけれども、もう少し歴史に照らし合わせてどうなのかということのを、何か資料として勉強したいなと思っています。

森永コミュニティ振興課長

- 神田という名称についてでございますが、実は我々も神田冠称という、この10年来、大きく地域で話題になっているということもございまして、神田という名称がどのようについてきたのかについて、我々なりに調べております。ざっくり申し上げますと、神田というのは中世には江戸時代の神田橋御門周辺ですとか、そういったところから始まったと。

山口会長

- 多分、今後そのやつも、資料であって参考にできればと思うので、そういうものを調べて出せますかというようなことでよろしいですか。

森永コミュニティ振興課長

- ただ、1点ございますのが、神田というのは、例えば我々が整理したのでも説が幾つかあったりですとか、そういうことがございますので、確定的な話では申し上げられませんが、我々が調べた限りということでご説明できますので、次回以降に資料を用意させていただきます。

委員

- 先ほど●さんのおっしゃったとおりだと思う。神田という意味合いを、「しんでん」ということに固定してお話をなさって、ほかの理由がないのですね、逆に冠称する。多分、●さんがそんなものですかと言った理由は、神田というものに付着している歴史というのはそれだけじゃない。神田祭も入れば、いろいろな意味合いがあって神田なのですよね、●さん。そういうことをおっしゃっているのだと思う。神田をつけたいという人は多分そうなのですね。神田という意味合いとか神田の歴史ではないのだよ。そういうことで議論を始めてしまうと、正当性が何かみたいな話になってしまうので、神田とか、隠田とかありますわな。隠田町とか宝田なんていうのもあるし。そういうことではないのですよね、神田というのはまさに。そういうことですよ、●さん。さまざまな意味合いを持って神田というふうに総称して言っている。それがブランドとなっているわけですからね。ですから、そういうことではなくて、非常に単純だということと、では何で猿楽町を守るのですか。猿楽町、猿楽というのは、猿楽師がいたからでしょう、そこに。もともと町名がついていないのですよね。猿楽師がいたから。武士は猿楽を習うのですよ、能とか。だから金春とかありますよね。そういう意味なのですよ。だから、武家地と逆にわかるということですね。それを逆に猿楽町と言い切ることもなかなかおかしな話になってくる。それは歴史学者なんか呼んできたってわかりますよな。猿楽町といえば、そういうものがあつたということがわかるわけですから、逆に。そのこだわりも何かちょっとね、言っていけばあるけどけんかになってしまうし、指摘してもあまりかなと思って言わなかったのですが、そういうことではないですかね。全般的にそういう感じがいたしました。訴訟だ何だという話で来るから、そこまで行ってしまってるのかなという感じでありましたけどね。話し合

ってどうのこうのというあれがもう、経過してしまっているわけですね、とっくにね。どこもああいう形で分かれてぶつかっていくという歴史ばかりが千代田区にはあるのですね。そういうのは歴史とか何とかと違うのではないかな。もう少し広範に捉えないと、変なふうになっていってしまいますね、逆にね。

委員

- 話の整理として、経済的な負担だとか、それから手順、手続というのは、これからの中で何かやりようがあるかなと思っているのですね。ただ、歴史の問題と、それから●さんがおっしゃっていた情感の問題、この部分というのはなかなか、特に情感の部分というのは、これはもう人それぞれの取り方なので、なかなか好き嫌いみたいな範疇に入るのかな。なかなかこれは難しい問題だと思うのだけれども、もう少し歴史的な1つの流れをとすることはもう少し整理できるのかなと思っているのですね、そのあたりは。もうそれしか、この中で隘路を探すとすればね、ないでしょう。

委員

- そこで今、審議会でやっているわけでしょう。それも含めて。だから、けんか腰でやるわけではなくて、神田とつけるかつかないかということを含めて、さっき全体的な話だと言ったけど、まだ未決定のところもたくさんあるわけですから、そういうことも含まれて、基本の骨太みたいなところ、千代田区は何を基本にしていくかとやらないと、また起こるわけですよ、これは。こういう話というのは多分ね。ということにもなりかねないからパンドラの箱だって言ったのですけれども。大変なことになってしまうよという話はそういうことですよ。麹町地区のほうは多分あまりないと思いますよ。多分ないと思うけれども、神田の歴史とか神田ということを行ったのは、それは●さんのおっしゃるとおりだと思う、僕は。●さんが怒られるのも無理はない。それはそうですよ。

山口会長

- 今、●委員が言われたのは、多分この手順、手続、あるいは経済的な負担に関する、先ほどもちょっとあったのですけれども、一定の猶予期間とか移行期間だとか、知恵の出し方だとか、バックアップの仕方などで解決できるものと、もう一方では、歴史性だとか情感だとか、思いだと

か、いわゆる価値観と呼ばれる、その中での差があるところの話がもう一方でありますねということなんだろうと思うのですね。その中でも、価値観ですから、右だ左だということでは完全にできるというのはなかなか難しいところではあるのですけれども、判断に資する中ででき得る限り、学説もたくさんあるでしょうから、でき得る限り出せるものの資料というのは事務局のほうでも用意をしていただいた中で1つの参考としていただければと思います。ほか、いかがでしょうか。

委員

- これは結論を出すのですよね。今日ではないですよ。いずれというのは、一体その期間的なものはどうなのですか。

山口会長

- 基本的に、この住居表示審議会というのは、住居表示に関して行うのですけれども、冒頭、区長のほうからもお話しをさせていただいたのですけれども、基本的にこの住居表示審議会の中で、一応ご意見、そういったものを伺った中で、最終的には行政のほうとしてどういう方向性を出していくかと、そういうことでよろしいわけですよ。通常、住居表示の、これの審議とはちょっと町名変更という形でありますので、たまたま今回、ここの住居表示審議会にお諮りといいますか、ご意見を賜るという状況にしたのは、過去の住居表示をやっている中で、神田という冠称の経緯があったところを踏まえて、改めて皆様方の、かなり古い話にはなりませんけれども、ご意見を賜りながら、最終的な判断をしていくというか、その糧にしたいという形になっています。

委員

- そういうと、言いつ放しで、答申のような形にはならないのですよね。ということですか。

山口会長

- 一定のあれですよ。

森永コミュニティ振興課長

- 一定の、1つの明確な方針とまで行くかどうかはあれですが、ある程度こうすべきではないかというようなお話を賜れば、我々のほうとしてそれを前提に、これまでの経緯も含めてですが、検討の経緯も含めてですが、それを前提に我々として、では次のチャンネルをどうしていくのかということについて具体的に作業などを進められるかなと考えているものでございますから、やはり1つの、大まかで構いませんので方針というものを示していただければ、我々のほうとしては、それを1つの策として最大限検討してまいりたいと考えているものでございます。

委員

- できた経緯といいますか、ハウスナンバー制みたいに移行していく、準拠していくという形で、ある程度の歴史の時点で飛び地がいっぱいあるとか、いろいろなことで整理をしよう。それから郵便や何かも届くようにしようということで表示ができた。今それが、ある程度成果といいますか、それがなくてもちゃんと行くように、郵便物も行くし、混乱もそうないだろう。そこで先ほど森永さんが言ったゼロベースでということでお考えをしたいということであると、やっぱり歴史性だとか情感の部分ですが、神田ということを非常に狭義で捉えるのか、捉えないのかということも大きな違いですから、そういうことを勘案して、今、●さんが言ったように、ある程度こういう形の考え方だということではないかと、まとめは逆につかないだろうということだと思っております。

山口会長

- ただいま●さんのほうからご意見いただきました。ほか、いかがでしょうか。

委員

- 私も実は職場に神田の冠称をつけさせていただいているものであります。千代田区の住民ではありません。ちょっと外野的な物言いになってしまって大変恐縮なのですが、前回は第1回ではないですよね。前回と今回、参加させていただいて感じましたのは、中間答申の中にもあるのですが、こういった住居表示の変更、これはやはり、まずお住まいになっている方、それは事業所を構えている方も含めてなのですが、住民の総意があ

って、初めて議論の土台に上がるのではないかなという感じが私はいたしました。この中間答申にも、多数の住民の合意が得られていることという言葉が書いてあります。したがって、その前提がやはり何よりも大事なのかなと。今日、賛成派の方、それから反対派の方のご意見も聞きました。多少、感情的なお話をされる場面もありましたけど、やはり反対派の方も、賛成派の方も、それぞれ理屈があるのですよね。と思うのですよね。ですからそれを我々が、我々というかこの審議会でどちらが正しいというのはなかなか判断はつけにくいと思うのですよね。ですから、もとに戻ると、もう少し各町会の総意というのをまとめていただかないと、これ堂々巡りの議論になってしまうのかなという気がした次第でございます。

山口会長

- ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。今回、この住居表示審議会において、皆様方のご意見を賜り、一定の考え方、そういったものを出していただいた中で、そういったものを参考に、今後区のほうが方向性を定め、議会のほうにお諮りしていくという、そんな流れになるのだろうと思います。今回行った形といいますのは、これまでの歴史、でき得る限りの資料も提供し、さらに今回は賛成の方々、あるいは慎重な対応を求める方々の意見も聞いてきたと。さらに、その次の展開として、今言われたような、でき得る限りの材料も出しながら、最終的には一定の時期に、ここの審議会のほうを閉じさせていただくという内容になろうと思います。今回、非常に長時間にわたってご意見を聞き、それから皆様方のご意見をもらったということで、事務局として、次回の提供はいつくらいで、どんな材料として出せるということを、今言える中ではありますか。

森永コミュニティ振興課長

- 今、日程感としては、1月の中・下旬以降、ですから、1月20日から2月の初旬ぐらい、ここで今年度中の第3回というのでしょうか、次回の開催を考えています。その際には、やはり今回、これまでの経緯、その他について、さらにそれぞれの推進、反対、さまざまなご意見ございました。それを前提にここでざっくり、区はどのようにしていくべきなのか。区はどういうところを論点としていくべきなのかなどのご意見を幅広く、方向性の整理という視点でいただければと考えているものでございます。次回の日程調整などについては、また後ほど、こちらのほうから日程調整をさせていただきますので、それを前提によりしくお願い

できればと考えているものでございます。

山口会長

- 次回において、大体の方向性の整理をしていくステージに入っていくたいということでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 論点の整理というようなところを、まず1つの目標にさせていただければと考えているものでございます。

山口会長

- そうしましたら、なるべく早い段階で、今日の出た意見等をまとめて、委員の皆様のように提供して、次の審議会の中では、ちょっと状況を知った中での議論をしていただこうと思っていますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

山口会長

- よろしいでしょうか。今日は非常に長時間にわたりまして、ありがとうございました。事務局のほうにも、今後出せるべき内容の資料、それから、本日いろいろ出された資料、そういったところもまとめまして、次、方向性についての議論ができるような形で資料作成をしながら速い段階でその提供を行い、議論をしてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。事務局のほうにお返しいたします。

細越コミュニティ担当部長

- 最後に。本日は本当に済みません。いろいろと貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。次回以降、今日いただいた宿題も含めて整理してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

森永コミュニティ振興課長

- では、ここで事務局からよろしいでしょうか。3点ございます。今配付しております資料でございますが、こちらが前回の議事録でございます。先ほどは論点メモという形でお配りさせていただきましたが、前回の議事録の詳細版を今、手元に配らせていただいています。その上で、こちらについては事務局など以外につきましては、発言者を伏せた上でホームページに公開させていただければと考えておりますので、こちらざっとお目通しいただいて、よろしければそれで進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。もし、何も……。

山口会長

- 皆さんに……。

森永コミュニティ振興課長

- お配りして、もしもそれで問題がなければホームページに載せるということを考えております。

山口会長

- それはいつご返事をする。

森永コミュニティ振興課長

- そうしましたら、今週中いっぱいぐらいに、それについてのご返答をいただければ、例えば修正をしてほしいとか、そういった話もあれば、こちらについては適宜対応してまいりたいと考えておりますので、それを前提に我々のほう、調整を進めていければと考えております。それが1点目でございます。2点目、報酬のお支払いについてでございます。まだ受け取りになっていない方がいらっしゃいましたらお渡しさせていただきます。受け取りの際に印鑑が必要になります。ご準備をよろしくお願いいたします。先ほど申し上げました3点目は、1月下旬から2月上旬という形で考えておりますので、改めて日程調整の上、開催通知など送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上になります。

山口会長

- そうしましたら、第28回の千代田区住居表示審議会を、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——